

第 3 回

熊本県議会

# 決算特別委員会会議記録

平成20年10月3日

(平成19年度決算)

(地域振興部・健康福祉部)

閉 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

平成20年10月3日（金曜日）

午前10時2分開議  
午前11時25分休憩  
午後1時1分開議  
午後1時55分休憩  
午後2時2分開議  
午後2時40分閉会

本日の会議に付した事件

議案第27号 平成19年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について  
議案第30号 平成19年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員（13人）

委員長 早川英明  
副委員長 井手順雄  
委員 倉重剛  
委員 氷室雄一郎  
委員 福島和敏  
委員 佐藤雅司  
委員 池田和貴  
委員 森浩二  
委員 早田順一  
委員 濱田大造  
委員 山口ゆたか  
委員 上田泰弘  
委員 高野洋介

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

地域振興部

部長 小宮義之  
理事 上野信一

次長 黒田豊

次長 松見辰彦

地域政策課長 神谷将広

川辺川ダム総合対策課長 古里政信

情報企画課長 松永正男

首席政策審議員兼

文化企画課長 山野陽一

国際課長 園田素士

交通対策総室長 高田公生

交通対策総室副総室長 古森誠也

首席統計審議員兼

統計調査課長 甲斐良一

健康福祉部

部長 森枝敏郎

次長 林田直志

次長 坂田正充

次長 東明正

首席健康福祉審議員兼

健康福祉政策課長 岡村範明

社会福祉課長 坂田憲久

少子化対策課長 吉田勝也

高齢者支援総室長 岩田宣行

高齢者支援総室副総室長 江口満

高齢者支援総室副総室長 橋本博之

障害者支援総室長 前田博

障害者支援総室副総室長 米満譲治

障害者支援総室副総室長 西岡由典

医療政策総室長 高橋雄二

医療政策総室副総室長 末廣正男

首席医療審議員兼

健康づくり推進課長 中田榮治

健康危機管理課長 牧野俊彦

薬務衛生課長 木下政治

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 宮田政道  
首席会計審議員兼

会計課長 藤 本 玉 留

監査委員事務局職員出席者

事務局長 金 田 和 洋

事務局職員出席者

議事課課長補佐 坂 本 道 信

議事課課長補佐 徳 永 和 彦

議事課課長補佐 中 村 時 英

午前10時2分開会

○早川英明委員長 ただいまから、第3回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、初めに地域振興部の審査を行い、その後、午後から健康福祉部の審査を行うこととしております。

それでは、これより地域振興部の審査を行います。

まず、地域振興部長から総括説明を行い、続いて担当課長、総室長から順次説明をお願いします。

○小宮地域振興部長 おはようございます。日ごろから地域振興部の運営に当たりまして、御指導をいただいております。この場を借りて厚く御礼申し上げます。私の方から総括の説明をさせていただきます。恐縮ながら座ったまま御説明申し上げます。

平成19年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会におきまして、施策推進上の問題点として指摘のございました事項のうち、地域振興部関係の事項につきまして、その後の措置状況をまず御報告申し上げます。

御指摘の内容は、阿蘇くまもと空港へのアクセスについては、公共交通機関以外の交通手段も含めて、空港機能強化の一環として、空港利用者の利便性向上が図られるよう国や関係機関等と連携をとりながら必要な施策を検討することとございます。阿蘇くまもと空

港へのアクセス改善につきましては、短期的な対応方策として、定時性の確保や所要時間の短縮を目的とした熊本駅と空港間の新ルートのリムジンバス並びにJ R豊肥本線光の森駅及び肥後大津駅からの空港へのシャトルバスの試験運行を行い一定の効果があつたことから、九州新幹線鹿児島ルートの特急開業までに実現を目指しているところでございます。

また、豊肥本線を活用した中長期的な対応方策としましては、空港までの鉄道の延伸について、事業の妥当性の検討を行ってまいりましたが、投資規模が大きく当面事業採算性等の課題解決がめどが立たないことから、検討を凍結することといたしました。

これに加えまして、空港利用者の利便性向上を図る取り組みとして、熊本空港ビルのリニューアル計画にあわせての現行ターミナル前面道路の混雑緩和方策について、さらには空港内における観光バスやレンタカー駐車場の設置に向けて、国等の関係機関と協議・調整を行っているところでございます。

県といたしましては、本年度は、熊本駅と阿蘇くまもと空港間のリムジンバスの高度化に向けた試験運行及び肥後大津駅から空港へのシャトルバスによる試験運行と利用者ニーズの調査を通じて、引き続き空港アクセスの強化に取り組むこととしており、今後とも、空港利用者にとって阿蘇くまもと空港がより利便性の高いものとなるよう、国や交通事業者等関係機関と協力ながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、平成19年度決算につきまして、配付いたしております決算特別委員会説明資料により御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

地域振興部の総括表でございますが、歳入は一般会計の収入済額19億7,000万円余でございますが、不納欠損、収入未済額はございません。

歳出は支出済額が46億7,600万円余、不用額が3億6,300万円余となっております。不用額の主なものは公共事務費への振りかえ、補助事業の事業費確定に伴う執行残及び経費節減等による執行残でございます。

以上が地域振興部の決算概要でございますが、詳細につきましては、各課、総室長から説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○早川英明委員長 引き続き各課長、総室長の説明をお願いします。

○神谷地域政策課長 地域政策課の神谷でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、定期監査の結果でございますが、地域振興部の各課、総室とも公表事項はございません。そのため各課、総室からの説明は省略させていただきます。

続きまして、地域政策課の決算状況について御説明をいたします。お手元の資料2ページから3ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、使用料及び手数料は不動産の鑑定評価に関する法律に基づきます不動産鑑定業者の登録手数料でございます。不納欠損、収入未済額はございません。

続きまして、国庫補助金でございます。こちらは環境学習授業などを実施いたします水俣・芦北地域環境フィールドミュージアムプロジェクト事業の国庫補助金でございます。不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、国庫委託金でございますが、本年度に実施いたします土地基本調査に係る対象法人の名簿の整備業務に伴う国庫委託費でございます。不納欠損、収入未済額はございません。

次に、財産収入でございますが、万日山にございます熊本市の排水管理設などに対する

土地貸付料で不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、諸収入でございますが、3ページになります。

貸付金元利収入8億500万円余は平成5年度から平成17年度に貸し付けました地域総合整備資金貸付金の回収金、あわせまして金融機関への預託金利子でございます。不納欠損、収入未済額はございません。

次に、雑入でございますが、こちらは主に財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成事業に係る事務費交付金でございます。不納欠損、収入未済額はございません。

引き続き、歳出について御説明いたします。資料の4ページをお願いいたします。

まず、一般管理費でございますが、時間外勤務手当、赴任旅費、交際費で不用額はございません。

次に、企画総務費でございますが、地域政策課職員41名の職員給与費でございます。不用額は執行残でございます。

次に、計画調査費でございますが、これは備考欄の事業の概要に記載しておりますが、新幹線くまもとづくり推進事業や各種地域振興計画の推進などの執行経費でございます。不用額が1,900万円程度でございますが、経費節減などに伴うものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○古里川辺川ダム総合対策課長 それでは、川辺川ダム総合対策課でございます。決算状況について御説明いたします。5ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入でございますが、諸収入は雇用保険料の徴収金でございますが、不納欠損、収入未済額等はございません。

次に、6ページをお願いいたします。歳出でございます。

まず、一般管理費は時間外勤務手当でござ

います。不用額等はありません。

次に、企画総務費でございます。職員14人の職員給与でございます。不用額は執行残でございます。

次に、計画調査費でございます。これは備考の事業概要のとおり、川辺川ダム水没地域対策事業、川辺川ダム総合対策事業などの執行経費でございます。なお、不用額は経費の節減を含む各事業の執行残でございます。

以上でございます。

○松永情報企画課長 情報企画課でございます。よろしくお願いたします。

資料の7ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございませぬ。主なものを説明いたしますと、2段目の電気通信格差は正事業費補助は、八代市等の移動通信鉄塔の国庫補助事業でございますが、事業費の確定により2,700万円余の予算額との差が出ております。

続きまして、歳出でございますが、8ページをお願いいたします。

人事管理費の不用額2億3,000万円余は、ホストコンピュータ等の賃借料等に農林水産部などの投資事業の事務費を使うことで一般財源を残しまして不用残としたものでございます。

次に、計画調査費でございますが、移動通信鉄塔の補助事業や庁内の電子情報ネットワーク事業を執行しておりますが、5,300万円余の不用額は主に歳入でも申し上げましたが、八代市などの移動通信鉄塔の事業費の確定に伴うものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○山野文化企画課長 文化企画課でございます。9ページをお願い申し上げます。

まず、歳入でございますが、使用料・手数料でございます。これは県立劇場の施設及び

付属設備等の使用料、それから駐車場の使用料等でございます。不納欠損、収入未済額はございません。なお、予算現額と収入済額との差につきましては、見込みよりも利用者が増加したことによるものございます。

次に、諸収入でございますが、これは県芸術文化祭オープニングステージ実施に伴います財団法人地域創造からの助成金及び嘱託職員等の雇用保険料等でございます。不納欠損、収入未済額はございません。

次に、繰越金でございますが、これは平成18年度から実施いたしました県立劇場の電熱交換機ローター交換工事の明許繰越に伴う所要財源でございます。

次の10ページをお願いいたします。

歳出でございます。一般管理費は職員の時間外勤務手当及び赴任旅費でございます。不用額はございません。

また、企画総務費は職員17人の職員給与費で不用額は執行残でございます。

計画調査費でございますが、備考欄に記載しております熊本県芸術文化祭推進事業、博物館関係事業、文化関係団体補助、県立劇場管理運営等委託費などの執行経費でございます。なお、不用額が1,000万円余ございますが、県立劇場施設整備費の入札執行残及び経費節減によります執行残でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願申し上げます。

○園田国際課長 国際課でございます。よろしくお願いたします。説明資料の11ページをお願いいたします。

まず、歳入に関して御説明いたします。上段の使用料及び手数料につきましては、パスポートの発給手数料でございます。

財産収入は国際交流員に対する宿舍の貸付料でございます。

諸収入のうち、自治体国際化協会収入は財団法人自治体国際化協会からのブラジル移民

100周年記念事業に対する助成金でございます。

雑入は臨時職員等の雇用保険料徴収金でございます。いずれの歳入とも調定額どおりの収入となっており、不納欠損額及び収入未済額はございません。

12ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

まず、上段の一般管理費は国際課職員15人分の給与費でございます。

次の諸費につきましては、備考欄の事業概要に記載している各事業の執行経費でございます。不用額1,200万円余は経費節減を含む各事業の執行残でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○高田交通対策総室長 交通対策総室でございます。よろしく申し上げます。

まず、歳入の説明をさせていただきます。説明資料の13ページをお願いいたします。

負担金でございますが、これは島原・天草・長島架橋技術調査に係る長崎、鹿児島両県からの負担金収入で実績額に基づいて精算を行っております。調定額どおりの収入となっており、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、使用料でございますが、これは阿蘇くまもと空港内の格納庫、天草エアラインが機体の整備などのために使用する際に発生するもので、調定額どおりの収入となっており、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、財産収入でございます。これは阿蘇くまもと空港関連用地として熊本空港ビルディング株式会社などへの県有地の貸付料及び同じく熊本空港ビルディング株式会社などの株主配当金でございますが、調定額どおり収入済みであり、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、諸収入でございますが、これは財団法人空港環境整備協会からの熊本空港の機能強化に関する調査事業助成金及びバス事業者により過年度に過大に交付された熊本県地方バス運行等特別対策事業補助金の返納などでございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出でございますけれども、説明資料の14ページをお願いいたします。

総務管理費は時間外勤務手当及び赴任旅費でございまして、予算現額どおりの執行でございます。

次に、企画総務費につきましては、職員17人分の職員給与費でございます。不用額は執行残でございます。

計画調査費につきましては、備考欄に記載しております阿蘇くまもと空港国際線振興対策、新幹線建設促進、地方公共交通対策、熊本都市圏交通問題対策などの各事業の執行経費でございます。なお、不用額1,600万円余の主なものは地方バス路線維持対策補助に係る事業費確定に伴う執行残、天草空港運航支援対策事業における補助金の事業費確定に伴う執行残などでございます。

以上が交通対策総室の平成19年度の歳入歳出決算でございます。よろしく申し上げます。

○甲斐統計調査課長 統計調査課でございます。資料の15ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、15ページから17ページ前段までの国庫支出金は国からの委託で実施いたします統計調査に係る国庫委託金でございますが、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、17ページ後段の諸収入は、臨時職員等に係る雇用保険料徴収金及び市町村精算返納金でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

続きまして、歳出でございます。18ページ

をお願いいたします。

中ほどの統計調査費でございますが、統計調査総務費は職員38名の職員給与費等でございます。なお、不用額608万4,000円は人件費の執行残及び経費節減に伴う執行残でございます。

委託統計費は、国からの委託統計調査の執行経費でございます。なお、不用額405万2,000円は主に入札に伴う執行残でございます。

単県統計費は県民所得推計調査と県単独の調査及び統計年鑑等の刊行物の作成に要した経費でございます。

以上が統計調査課分でございます。よろしくをお願いいたします。

○早川英明委員長 それでは、以上で地域振興部の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入りたいというふうに思います。質疑はございませんか。

○上田泰弘委員 文化企画課になりますけれども、県立劇場の件なんですけど、10ページ歳出の方なんですけれども、県立劇場管理運営事業4億2,157万円、逆に歳入が2億5,000万円くらい、大分これは赤字ということなんですか。

○山野文化企画課長 委託料が約4億1,000万円ございまして、それに対しまして、県立劇場の使用料等の収入が約2億5,000万円でございますので、差し引き一般会計からの持ち出しが1億5,000万円余というふうになっております。

○上田泰弘委員 赤字ですたいね。

○山野文化企画課長 結果的にはそういうことでございます。

○上田泰弘委員 わかりました。

○濱田大造委員 川辺川ダム総合対策課にお聞きしたいですが、有識者会議を4カ月間くらい派手にやられたんですが、一体、総額で幾らくらい使ったんでしょうか。

○古里川辺川ダム総合対策課長 6月の議会で補正をお願いしまして、7月以降の経費として大体800万円程度お願いしております。それから4月スタートしておりますので、プラス400万円、1,200万円くらいの経費をお願いしたところでございます。

○濱田大造委員 この中に入っておりますか。

○古里川辺川ダム総合対策課長 それは本年度分ございまして、これは昨年度の方でございます。

○早田順一委員 12ページの国際課の方にお尋ねします。国際交流ということで自治体等職員の協力交流事業ということでされておりますけれども、去年は韓国人1人が県庁の各課で研修を行ったということを聞いておりますが、この期間がどれくらいだったのか、それから毎年されているのか、それと反対に熊本からほかの国に行っていることがあるのかお尋ねします。

○園田国際課長 国際課でございます。自治体職員協力交流事業につきましては、現在今年も韓国から1名受け入れております。韓国の忠清南道からですけれども、期間は5月から翌年の1月までで9カ月間受け入れております。以前は中国あたりからも受け入れておりましたけれども、現在は韓国からだけです。毎年受け入れております。

それから、熊本からは派遣はしておりません。

○早田順一委員 韓国の方が9カ月間来られるということで、いろいろ今、竹島問題とか、そういうものがあってそういう交流をされるのは本当にいいことだなあというふうに思っております。そういった県庁内の機密とか、管理体制というのは、こういうのは大丈夫ですか。

○園田国際課長 管理体制といいますのは、あの竹島問題に関連してということでしょうか。

○早田順一委員 いいえ、韓国の方が県庁内で各課で研修をされている中で県庁内の管理体制と、機密といいますか、そういうものの体制というのはちゃんととられてされているのかということです。

○園田国際課長 特に日本語の勉強というのもありますし、韓国から来られた場合にですね。それと今年の場合は畜産関係を中心に勉強したいということで、例えば畜産課とかですね、国際課でももちろん中心にやっておりますけれども、中央家畜保健衛生所あたりと連携しながらやっておりますけれども、機密の保持というのはそれぞれ所管課で対応しておりますし、国際課でもその辺も考えながら研修をしております。

○山野文化企画課長 先ほどの上田委員の質問に対するお答えの中にちょっと言葉足らずといいますか、県からの委託料につきましては、この中に5,800万円ほど自主文化事業というのが入っております、本来これは県が自分でみずからやってもいいような事業でございますので、その分はいわゆる赤字とはちょっと性質が違うんじゃないかと思うかと思いません。

○上田泰弘委員 わかりました。

○福島和敏委員 地域振興部長にお尋ねしたいのですが、部長の冒頭のあいさつに空港と熊本駅のリムジンバスを含めた交通対策を一番に言われるくらい地域振興部としては大きな仕事かなあと思うんだけど、私も去年新幹線対策特別委員会におったから、この流れはわかるんだけど、いろいろよく考えてみるとこれは熊本駅から熊本空港に行く人の逆、これに乗せるのは、部長、新幹線で降りた人たちに乗せるのですか、地元の人たちに乗せるためにこういう検討されているのですか、どっちかな。まず、それを聞きたいと思います。

○小宮地域振興部長 昨年の新幹線の特別委員会でも、その点につきましてはやりとりがあったと記憶しておりますけれども、まず、駅から空港間のアクセス、これにつきましては要するに新幹線を使って熊本駅に行ってもそのまま空港に行く人というのはいないことはないと思うんですけども、全体からいけばそんなに比率としては大きなものではないということは、これは前提として理解しているつもりなんです。

ただ、その高速交通の拠点間の交通軸をしっかりしたものにするのが全体として考えた場合に、例えばビジネス面での将来的な企業誘致であるとか、地域のまさに経済力等々を発展させる上で極めて重要な課題であるというところは、まず駅と空港間の交通アクセスの改善というのは重要な課題であると、その中でももちろん将来的に、例えば熊本駅周辺に合同庁舎も今度移ってきますけれども、熊本駅周辺が将来的に一つのビジネス拠点になっていく可能性も十分ございます。

そういう意味で駅周辺地域から空港へのアクセス、これはまずビジネス面では将来的にはやはり重要になるだろうと、それから当然

観光客の中には最終的に県内の各地域もしくは他県から熊本駅まで移動してきてそこから熊本空港へ行く方もおられるだろうと、もしくは空港に他県、外国から到着して熊本駅方面に市街地を通り、もしくは熊本城周辺で時間をつぶして鉄道を利用して県内もしくは他県・隣県に移動する方もおられるだろうと、そういう観点から高速交通の拠点間のしっかりしたアクセスを確立するというものはまず大事だろうという観点に立っております。

したがって、実際に例えば新幹線の駅に着いてそのままそこから空港に行く人だけを対象として駅とそれから空港のアクセスを確立しなければいけないとかという観点に立っておるものではないということを御理解いただければと思います。

○福島和敏委員 そのときのデータも見たんだけど、テストのときも乗っている客の数からしても、例えば熊本空港で降りた人はほとんど交通センターで降りています。そうすると熊本駅発の空港行きにしろ、ほとんど乗る人は交通センターで乗っていますよ。だから、そのテストの中で交通センターを省いて産業道路を経由して国体道路を走っているコースがあったけれども、しかし、交通センターを抜いて走っても5分くらいしかね、10分だったか知らぬけれども、5分～10分くらいしかメリットがない。そうなったとき、乗る人を犠牲にしてスピード感だけをとるのもちょっとふに落ちないなあというのもあるしね。

私が言いたいのは、これだけ地域振興部長が冒頭のあいさつにされるくらい重要な問題なんかなあと、確かに言われるとおり、熊本空港を新幹線を基盤にした熊本駅周辺に総合庁舎などもできるから、確かにそういうものはあっても、熊本県が予算も幾ら使うのかわからぬのにこれだけ力を入れて金をかけてやるべきほどのメリットがあるのかなあと。

もう1つ言うと、熊本県民が新幹線を使って空港を利用するというのもうほとんど私にはあり得ないと思っているんです。我々は八代ですけれども、新八代から空港は45分で行くんですね、しかもね、1,200円で行くんですよ、熊本まで新幹線に乗ってまたそれから乗っている間に着くのですよ。ということは、玉名の人にはわざわざ新幹線で熊本に来て熊本空港から乗りませんよね、多分福岡空港に行かれると思います。いろいろ現状を考えてみた場合に一番にこういう報告までして、金は幾ら使うかわからんけれども、幸い豊肥線の沿線は何かやめるように書いてあるけれども、そんなことまで考えてやるほどのことがあるのと。

今言われたのは多分答えかもしれんけれども、熊本市の活性化その他も確かにあるかもしれませぬ。5分違うからと言って、10分違うからと言ってそんな問題はありますか、金は幾ら使うのか今後わからんけれども、しかしテストにも相当使っていますよ、現実に。そのテストが活かされているのかどうかというのもあるけれども、総体的にこの問題自体にそこまで力を入れてやるべきことなのかなあと思うんだけど。

○倉重剛委員 関連ですけれども、今、部長の説明の中でリムジンバスそれからシャトルバスについて試験運転を行い、一定の効果があつたという表現をしています。一定の効果というのはどういうことかというのを知りたい。

それで今、福島議員がおっしゃったけれども、これは僕はちょっと意見が違うんだな、空港とそれから熊本駅はアクセスサービスというのがなければ意味がないと思うんです。ここは交通体系というのは連結がなければ意味がないわけですからね。極端な話、お客さんが1人でもそういうサービスがなければ連携がなくて観光面だとか、いろんな経済面で

非常にマイナスが出てくる。それは赤字でもいたしかたないだろうという前提がありません。

したがって、最低限のサービスというのはどこら辺にあるかということです。その前に一定の効果があつたと、どういう効果があつたかを知りたい。

○高田交通対策総室長 昨年度行いましたリムジンバスの試験運行についてでございます。現在のリムジンバスで行きますと56分から最大朝夕のラッシュでいきますと66分とか70分近くかかるという状況がございました。

それに対しまして、昨年度別のルートでやりましたところ最大3分から5分強の短縮が図られたと、現在に比べて短縮して駅と阿蘇くまもと空港間を結ぶことができたということは、この試験運行を行った中での効果というふうに上げられると私ども考えております。

○早川英明委員長 今の福島委員の質問について部長の方から。

○小宮地域振興部長 まず、空港とそれから熊本駅間のアクセスにつきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、この重要性というものはまさに長期的な観点を含めまして熊本の都市圏もしくは熊本県全域として、玄関同士のしっかりした軸をつくるということの課題の重要性は極めて大きいものがあると思っております。ただ、今回の決算特別委員会におきまして、冒頭に御説明申し上げました理由の幾分かは前年度の決算特別委員会で推進上の問題として御指摘がございましたものですから、それに対する状況の報告ということでまず冒頭に御説明を申し上げます。

我々といたしましては、例えば今市街地、お城の周辺から空港まで仮にアクセスしようと思った場合には交通渋滞等の問題もあり、

非常に定時性という観点で難しいところはございます。したがって、将来的に熊本駅周辺がビジネス拠点となり、もしくは駅からも当然長距離それから短距離のバスの発着が実現するようになってきますと駅の方を經由して空港の方に行くという方も幾分かは出ると考えております。

したがって、やはり高速交通の拠点間のしっかりとした軸を考えていくということは極めて重要でありまして、これにつきましては、もちろん幾らお金をかけていいものでもございませんし、リムジンバスにつきましては、基本的にはハードのインフラではなくソフト的なもので、例えば優先信号システムでありますとか、ルートの検証等々によりまして、できる限り効率的かつ効果的にその拠点間を結ぶアクセスの軸を確立させていくという観点に立っておりまして、その観点をしっかり意識しながら今後も試験運行等の結果を踏まえまして、施策を推進していきたいと思っております。

○福島和敏委員 端的に聞きますけれども、そのリムジンバスには県は補助をするんですか、民間のバス会社に全部任せるんですか、補助までしてそこまでせないかぬかということです。

○高田交通対策総室長 現在リムジンバスに対しまして、運行費という形での補助というのは行っていないところでございます。試験運行のために調査ということで費用をかけたところでございますけれども、運行費の補助というのは行っておりません。

○福島和敏委員 今後たい、今後。

○高田交通対策総室長 今後につきましても、現在のところリムジンバスに対して運行費の補助というのは入れていくということは

現在検討はしていないところでございます。

○倉重剛委員 それだけね、バス会社は赤字を覚悟でやってくれていると、それはサービスという点からいうと全然違うね。

○高田交通対策総室長 今これまでもリムジンバスというものにつきましては、運行ということでやっていただいているところでございます。利用というのはかなりなされているところでもあり、引き続きバス会社によってリムジンバスというものはきっちり運行されていくものであるというふうに私どもとしては思っておるところでございます。

○倉重剛委員 受益者負担というのを料金あたりもどういう形になるかちょっとわからないけれども、しかし、熊本空港イコール新幹線熊本駅、そのルートというのは完全に確立しないと、さっき僕は冒頭に申し上げたけれども、いろんな面でマイナスが出てきて、熊本は非常に新幹線が利用しにくいんだとか、そういう風評が立ったら観光客は来なくなっちゃうんです。だから、ある程度の覚悟を決めてバス会社あたりとよく相談する必要があるんじゃないか、他県の例はどうなんだろうね。こういう新幹線との兼ね合いは別問題として、空港リムジンバスという形の運営あたりはどうなっているかな。

○高田交通対策総室長 ほかの県ということについてでございますけれども、現在、空港と県庁所在地と駅を結ぶ時間でいきますと、熊本の場合でいきますと55分かかり、全国54空港はあるんですけれども、その中で48番目というような結果も得られているところでもございます。

一方、料金ということにつきましては、現在、熊本駅と阿蘇くまもと空港の間を結ぶリムジンバスは670円ということでございます

が、他県の例を見ますと、逆に1,500円だとか、1,000円を上回るような事例というものもかなり見られるところでもございます。

○早川英明委員長 それはわかりますけれども、それに補助かなんかをしている県とか、そういう内容的にはどうですかという御質問ですよ。

○高田交通対策総室長 申しわけございません。ほかの県におきましてリムジンバスについて運行補助を行っていることにつきましては、現在ちょっと私ども承知をしていないところでございます。

○倉重剛委員 非常に大事なことだと思うわけね。なぜかという、県は路線だけ特定してやれやれと言ったってだれが動くのかと、恐らく民間のバス会社がいうことになるわけですね、そこら辺のコミュニケーションを十分とつとかなないと、新幹線が開通してそういうことをうまくできなかったときには、風評でもって非常にマイナスが出てくると思う。今一番怖いのは、熊本駅がストロー現象で鹿児島、福岡に取られてしまうんじゃないかということを経済界は一番恐れていることですよ、現実的にはあり得るという状況はいろんな面からたくさんあるわけです。そういうサービス面というのは決してむだなものでなくして、逆にやらないと将来的な浮揚につながっていかないと思うんです。十分慎重に頑張ってもらいたいと私はお願いしておきたいと思います。

○池田和貴委員 交通対策総室にお尋ねいたします。14ページですが、天草空港運航支援対策事業5,115万6,000円使っていただいておりますが、これは天草エアラインについてのさまざまな補助をしていただいているものだというふうに思っております。それでこれは

私は取締役として経営に参画されている地域振興部長にお尋ねしたいんですが、今年度の決算でこれだけの補助を入れていただいております。ただ、私は県の役割とするのは経費を削減して予算をきちんとこの中におさめることだけでなく、地域で必要とされる事業が健全に運営されていることだというふうに思っております。皆様方が経費削減に努力されていることは私は非常に評価をしたいというふうに思っておりますが、ただ、地域にとって必要だというふうに知事がおっしゃった事業がきちんと続けていけるように育てていくのも私は仕事だというふうに思っております。そういったことで昨年1年間の決算の数字を見て天草エアラインの取締役として経営に参画をされている地域振興部長として、これで経営が改善されたと思いなのかどうか、今後の経営の継続についてどういうふうにお考えになっているのかお聞かせください。

○小宮地域振興部長 天草エアラインでございますが、まさにこれは全体の経営環境の中で少なくとも、例えば19年度という観点で考えた場合に会社の経営努力ではいかんともしがたい部分を県そして地元市町に支援していただいて経営を維持していくという、まさにその結果としての数字でございます。したがって、経営という観点で考えた場合は非常に厳しい状況がますます、特に燃油の高騰等がございまして、ますます厳しい状況が続いてございます。したがって、会社としての観点で考えた場合に経営を継続していこうといった場合は、やはり県そして地元等々もしくは民間機関でも構いませんけれども、何らかの外部からの支援がなければ、これは非常に厳しいという状況でございます。他方、県としての立場という観点で考えた場合に、現在の天草の置かれている高速の交通インフラの状況を踏まえますと、天草エアラインが唯一のインフラでございます。先般の本

会議での質問でもございましたけれども、例えばお医者さんの通勤に使われていますとか、生活と非常に密着している部分がございます。その観点で考えた場合に県としての立場とすればできる限り経営が維持していけるように地元の市町その他民間の方を含めて連携しながら支援を続けていく必要はあると思っております。ただ、そのときにやはり最大限効果的な形で経営がもしくは運航が継続できるような形を模索していくことがこれまた務めであると思っております。我々としては、本年度は将来的な例えば路線の問題そして経営の形態の問題等とも含めて専門家の御意見もいただきながら将来的な方針について今検討を進めているところでございます。非常に外部環境が少なくとも飛び始めたころに比べて極めて厳しくなっております。先生方も御承知のとおり、飛び始めたころはちょうど九電の苓北火力発電所の工事がちょうど始まり固定的な平日のビジネス客も相当ベースとしてございました。現時点におきましては、そういう平日のビジネス利用というのは非常に細くなっておりますので、その分プラスアルファで他に御利用していただく方を確保していかなければいけないと、これには経営の努力も従前に増して必要とされているところでございまして、営業面では会社とともに県も地元と協力しながら今精いっぱいやっているところでございます。したがって、我々としてはできる限りこの運航が持続可能なものになるよう、そしてそれが効果的な形で実現できるようになるよう今専門家の意見を聞きながら鋭意検討しているところでございますので、御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

○池田和貴委員 わかりました。もう1つ部長にお伺いをします。株式会社としての運営の取締役としての責任について当然経営陣に参画をしていらっしゃると思いますので、その責任

は私はあるというふうに思っております。また、本会議でも質問いたしました、取締役会は経営について話し合いをするところであり、しかし最終的な株式会社の決定は株主総会によって決定されるというふうに理解をしております。そういった意味では株主の意向が非常に重要だというのは当然言うまでもございません。そういった観点の中で、県、地元市町村が80%の株を持っていただいている。天草のために頑張らせていただいている。そういったところでは非常に私は感謝をしておりますが、そこの要するに株主としての経営に対する責任、もし何かあったとき、そういうのはないことを私は非常に望んでいるわけですが、そういったところに対する責任、そういったものについては、どういうふうにお考えになられてますか。

○小宮地域振興部長 まず、取締役としての観点で申し上げますと、まさに株主から会社の経営を、そういう意味では受託委任されている立場としてはできる限り効率的かつその地域の足という行政の目的も沿う形で経営を続けられるようにすることがこれは経営陣としての責務であると考えております。そういう観点から申し上げますと、経費の面、これは精いっぱい実現することは当然ながら、やはり乗る人がふえない限りはどうしても今の状況を改善することはこれは不可能でございます。したがって、経営陣もしくは経営という観点からいいますとまさに営業努力も含めて精いっぱい現在会社の他の取締役と連携をしながら頑張っているところでございます。

それから、株主としての立場、これは株式会社でございます。通常の株式会社であれば投資した分のちゃんとリターンがなければ普通の私企業の株式会社という場合は、これは会社としては成り立たないわけでございます。しかしながら、いわゆる三セクという純

粋に利益をあげるだけでない行政目的もあわせ持つ会社としてはまた株主としての県としてはまさに経営をしっかりと続けてこの高速交通インフラが不足している天草地域におきまして、そのインフラの重要な柱を担い続けていってもらうというのがやはり株主としての県の立場であろうかと思えます。そういう観点からいいますと、会社に対しては、その経営が持続できるようにまずは最大限経営陣に努力をしていただくと、その上で難しい面、会社の自助努力ではどうしようもない、例えば燃油の高騰に対しても会社による責任というのはほとんどないわけではございます。これは完全に外部の環境で決まっていくものでございます。その足りない分については、行政側として支援をしていく必要があると、現にその観点に立ちまして地元市町と共同して重整備については、最大限の支援をしているところでございます。また、今後ともまさに行政としてできる限りのことをやっていかなければならないという立場にあるかと承知しております。

○池田和貴委員 今お話を聞いて安心をいたしました。ぜひこの歳出に関して5,100万も出していただいていること、これは非常に感謝するところであります。ただ、今その取締役会の中で民間の方が入ってこられてますね、当然民間での感覚と先ほど部長がおっしゃられたように、株式会社としての形はとっているけれども、その第三セクターとしての使命というのがあって、その辺が非常に新しい民間の感覚とはちょっと違う部分も私は出てくるじゃないかというふうに思うんです。その辺は県と民間の方々のいい部分を相乗効果で出していただいでぜひ続けていただきたいというふうに思っております。最後は要望ということで終わらせていただきます。

○濱田大造委員 17ページでお聞きしたいんですが、県預金利子がゼロが並んでいるんですが、これはもう普通のことと考えてよろしいでしょうか。

○甲斐統計調査課長 該当する金額はございませんということでございます。

○濱田大造委員 もう普通のことと考えていいんですか、項目があるわけですから。

○甲斐統計調査課長 失礼いたしました。1,000円以下の金額については切り捨ててゼロという計上をいたしております。

○佐藤雅司委員 13ページをお願いいたします。交通対策総室でございます。

諸収入の中の雑入、空港環境整備協会880万円ですか、予算現額に対して調定額の1,279万2,000円、約400万円余の増ということでございますが、それについてお尋ねいたします。

○高田交通対策総室長 空港環境整備協会からの助成金雑入ということでございます。当初の助成金というのが1,000万円という形で予算を見込んでおったところでございますけれども、調査ということで入札にかけて行って、それに対する助成事業ということで確定して900万円になったということで、その確定金ということで差が生じたということでございます。

○佐藤雅司委員 なぜ私がこれを聞いたかというのはわずか400万円程度なんです、非常にパーセントからすると大きいと。空港環境整備協会、これは問題になってますよね、国が全部吸い上げるということで県に対して何とかバックはないのかという話が出てきておるわけですが、そういう中での400万円の

増というのは非常に明るいきざしもあるなどというふうに思っておりますが、国といたしますか、国の組織はどういう事業に対してくれるのですかね。

○高田交通対策総室長 空港環境整備協会が行う助成ということでございますけれども、具体的な環境対策事業ということで航空機の騒音測定を測るための整備というための助成、測定器の更新なりとかに対して助成というものが行われますとともに、また、その周辺の環境生活の安全・安心ということで市町村に対して申請に基づいてでございますけれども、公共施設に対して助成ということが空港環境整備が行う周辺の環境対策事業の主な内容となっております。

○佐藤雅司委員 熊本空港の環境整備協会が国に納めているお金は幾らですか。

○高田交通対策総室長 空港環境整備協会がその正確な額というのはちょっと私は把握してないところでございますけれども、元となる駐車場の収入ということでございますが、平成19年度につきましては、阿蘇くまもと空港におきましては2億8,200万円の収入となっておりますところでございます。

○佐藤雅司委員 2億数千万円のお金の中の1,200万円ということですね、県民の駐車場の収入だと、県民のお金だということが国全体でそうして吸い上げて環境整備に使うということの趣旨だろろうと思いますが、もっともつとですね、県に対してフィードバックはできないのかというのが本当は趣旨でございますが、その辺はいかがでございますか。

○高田交通対策総室長 私どもといたしましても、空港の収入ということに対して毎年空港環境整備協会、熊本における事業というこ

とでいきますと、地元市町村などの要望を合わせますと県の事業と合わせて5,000万円か7,000万円程度になっております。その差というのが私ども大きいことがございます。私どもといたしましても、この駐車場の収入というのはきちっと地元ということに還元され、我々県にとってみてメリットが得られるような制度になるように引き続き国に空港環境整備協会本部に対して、申し入れを行いたいというふうに考えておるところでございます。

○佐藤雅司委員 県の方でいろんな事業を計画をして国の方に上げればお金はくれるんですか、端的にお尋ねいたします。

○倉重剛委員 その前に課長ね、駐車場の料金というのはどこが徴収してどうなっているかというそのシステムを皆さん方恐らくおわかりにならない方はたくさんいらっしゃると思うのだな、やりよっとはどこですか、駐車場はどこで経営しているの。

○高田交通対策総室長 国交省所管法人でございます空港環境整備協会でございます。

○佐藤雅司委員 空港環境整備協会の事務所はあるんですかな。

○倉重剛委員 だからそれは、その背景はどこね、財団法人かなんか。

○高田交通対策総室長 はい。

○倉重剛委員 駐車場料金の流れを少し説明して上げた方がわかりやすいと思うわけです。

○早川英明委員長 総室長、今の委員の質問ですけれども、これは以前ここに今1,200万

強ありますけれども、これは数年前からこうなつたと、以前はほとんどなかったもんですね、それをだんだん毎年、毎年皆さん方の努力もあるでしょう。ふえてきたのはふえてきたわけですよ、だから今、委員がおっしゃるのはももとの収入は2億8,000万あるのにそのくらいの額しかないが、結局その事業としては他県のほかの空港の整備にこの金を持って行かれよつとという懸念があるわけですよ。だから、せつかくこの熊本に金が落ちているのになぜ熊本の地元はまだこれ以上に対策費は持ってこれんのか、どういう形をすれば対策費がふえるのかということですよ、端的に言えば。

○松見地域振興部次長 今、御質問がありました熊本空港の駐車場の件でございますけれども、所有地を運営しているのは財団法人空港環境整備協会ということなんですが、これは全国区の組織でございます、全国幾つもの空港をそういう形で駐車場を運営しております。各駐車場の収入をそれぞれの集まった空港にそのまま使うことではなくて、全国中の騒音のひどいところの空港に環境整備という形で充当しているという状況でございます。本県の場合もこういう形で運営されているわけなんですけれども、現在のところ20年度でいきますと、多いとき19年度で7,400万円くらい地元に戻元されたわけなんですけれども、16年度は160万円くらいしか還元されていなかったという経緯がございます。この経緯といたしましては、熊本空港の場合には騒音環境の基準をほとんどのところが満たしていると、それに対してほかの空港は満たしていないというような理由を述べていたのですけれども、これはやはり地元でぜひもっと還元してほしいということで、御承知のとおり夜間貨物便の問題等が起こったときの経緯もございまして、強く申し入れた結果、今ではもっと拡大されて県それから地元市町村に対

して数千万円規模の助成が行われるようになったという経緯がございます。もちろん県といたしましてはもっともって熊本空港の周辺環境整備のために拡大していただきたいという形で引き続き要望していきたいと思っております。

○佐藤雅司委員 それでは、これからもですね、ぜひその金額は伸びることを期待申し上げてしっかり頑張っていたきたいと思いません。

○氷室雄一郎委員 この問題は大分前になりました、財政特別委員会でも駐車場の各県同じような条件のもとに置かれているわけでございますので、国に対しても、そういう金額でなくて駐車場は全部返せというような話も出まして、県としてもさまざまな経過の中で国との交渉をされてきたわけでございますけれども、最近このことについて何か国に対して働きかけなり、要望を行った、僕の記憶ではもう4年～5年それ以前のときにこの論議が始まったわけでございますが、県としては何かアクションされた計画はございますか。

○早川英明委員長 その前に氷室委員からおっしゃられましたように、お隣の鹿児島はもとも鹿児島県でやっとなるわけですね、その制度そのものが違いますよね。そういうことを考えてもう40年たった段階でそのいきさつはわかりませんが、県に返してもらえんのかなというようなことを私はそういう記憶をしておりますが、そういうこと背景はどうなっておりますか。

○高田交通対策総室長 現在、全国の空港駐車場ということにつきまして、空港環境整備協会が運営しているものや、先ほど委員長がおっしゃいましたように鹿児島空港なんかにつきましては、自治体で設置しているところ

でございます。これは空港開設のときに国が駐車場を設置せず、なかったという経緯があってそれで駐車場アクセスということで県で設置していたという経緯というのはございます。それで現在、空港駐車場というもののあり方につきまして、先ほど来申し上げておりますとおり、その収入というものをより地元によく還元してもらうように働きかけて空港環境整備協会の本部にも行っておるところでございます。また、空港駐車場のあり方ということについてでございますけれども、私どもも現在、国の方で駐車場のあり方についてずっと環境整備協会を持っていくのかどうか、管理することにつきまして公募制のあり方とか、あるいは一般競争入札ということを含めて駐車場の管理はどういうことで見直していこうかということも検討が行われておると聞いておるところでございます。私どももいたしましても、空港駐車場ということにつきましては、より地元に戻され、また地元にとってより使いやすい形になれるよう、今後とも環境整備協会について働きかけを行ってまいりたいと思っております。

○氷室雄一郎委員 働きかけの限界があることで、国に対して、そういう要望をせないかぬということで、熊本選出の国会議員もたくさんおられますので、その辺としっかり話し合いながら強くやれということで、4年～5年前は論議が非常に盛んだった。

もう1つ幾つかあるんですけども、もうこういう時代になってまだ国が持っているのかという非常に県民の間からも駐車場は県のものだという認識かと思っておりましたら、あけてみたらあらっということであつていつまで続くのかという論議があつたと思えますけれども、強い姿勢でこういう問題は権限とか、そういう分権の時代の中で取り残された問題じゃないかという御指摘をしてきたわけござ

います。頑張っていたきたいと思っております。

○倉重剛委員 答えね、今のは。今後どうやろうと思っておるの。前からの問題だからね。

○高田交通対策総室長 我々といたしましても駐車場の運営と、あるいは管理、収入というものに対して、地元により多く還元されるように強く働きかけて引き続き頑張りたいと思います。

○氷室雄一郎委員 そういう答えは部長がされた方がいいんじゃないの。

○小宮地域振興部長 まず、国の空港、熊本空港も国の空港でございます。この駐車場の問題については先ほど総室長が答弁したとおり、国の方はそのあり方について今検討しているところでございます。これは昨年から今年にかけて、国の方でも検討していたんですけれども、少しもっと幅広くいろんなことを検討しなければいかぬということで、まだ方針、方向性が出てきてないところで、こちらとしては情報収集をしているというのが現状でございます。その過程におきまして、昨年我々の方で別にかちっとした数字ではないんですけれども、例えば県で通常運営することとはどうなんだろうとか、総室内等も含めて議論したこともございました。結論から申し上げますと、まず、人件費がそこそこ要するに管理費が意外とかかると、現在は2億数千万円の収入に対して7,000万円から8,000万円くらいフィードバックしてもらっているんですけれども、実はかなりいい線をいっているなあというのが実は実感のところなんです。もうちょっと欲しいなというところがございまして。例えば国から仮に受託して県が運営してとにかく地元だけに金を使うよう

にするとしてもですね、例えばこれは国との折衝になりますけれども、どのくらいその使用料を払うかによってもかなり変わってきますが、国がそもそもあの土地全部上げますと言えばこちらとしては非常にやりやすくなりますが、その辺も含めてですね、これは国の多分方針が固まるまでは折衝になかなか入れないだろうとは思っております。我々といたしましては、やはり駐車場問題というのは地元と非常に密着している問題がございます。空港騒音を含めて国の方に対しては、まずは情報収集しながらこちらの意向、これは経緯もでございます。伝え続けていきたいなと思っておるところでございます。

○倉重剛委員 別な視点からお聞きするけどね、空港の駐車場というのは大体料金は幾らになるんですか、というのは周辺にはいろいろ民間の駐車場がたくさんあるんですね、最近どうもそれが伝わってない気がするんですけども、この辺は比較対象というのはどうなんでしょうか、僕はやったことがないからわからない。

○高田交通対策総室長 まず、空港環境整備協会が管理しているあその駐車場でございますけれども、駐車料金につきましては、入場から5時間までの間1時間ごとに150円かかります。それで5時間から24時間までは据え置きで800円ということでございます。一方、民間の駐車場ということについてでございますけれども、申しわけございません。ちょっと現在正確な数字はございませんけれども、600円くらいであると聞いておるところでございます。

○倉重剛委員 ということは公共的な方が高いというわけですかね。それだけ県民は負担していたのかね、逆にいえば。そういう解釈でいいんですか、800円か600円だったら。

○高田交通対策総室長 両者の形でより多く負担しているということになります。

○倉重剛委員 質問は横にそれますけれども、そこで民間の駐車場がたくさんありますけれども、どっちかというところの方は評判は悪くないですね、最近減っているのは景観条例あたりが第2空港線あたりはかかっているんで、建築法の基準をにらんだとか、そういうことで屋根をつけてはいけないとか何とかと制約があるですね、そこら辺はどうなんだろう、取り締まり的なことは土木か、どこがやるの。

○高田交通対策総室長 民間駐車場の景観とか、あるいは広告物の条例ということについての取り締まり等につきましては、土木部の都市計画の方で行っておることです。

○倉重剛委員 ついでだから、今のは別問題として、熊本市から空港を利用しているのはアクセス道路というのは2つです。第1空港線と第2空港線、特に第2空港線は景観条例は細川知事のときつくって非常に景観がいいわけです。第1の方も景観上まあまあと私は思います。それで第1空港線を利用したときに飛行場下のトンネルを通りますね、あれは事故があったとか、そういう報告は今までどうですか、なぜ聞くかという先般どこだったかな、地下道で水没して車の中で女性が亡くなったという非常に悲惨な情景がありましたので、そういうことまではないだろうと思うけれども、そこ辺を含めて交通事故あたりの対応はどんなふうになっているか、現実に発生状況はどうか、その辺どうですか。

○高田交通対策総室長 申しわけございませ

んけれども、あそこのトンネルの中で起きた事故の件数とか発生率の状況につきましては、私どもデータを受けているところではございません。

○倉重剛委員 データは調べてあれしておってください。なぜ言うかという熊本駅から新幹線利用で新しくリムジンバスができたときに、恐らくそこを通ると思うのです。そうすると菊池の方から来る、熊本から行くところの交差点で渋滞が非常に多いときがある。中には空港トンネル内で停車させられる場合があるし、渋滞に巻き込まれる場合があるんですよ、特に出勤時間はあそこは通勤道路みたいな形になってて一般の人たちも多いと思うのです。だとするならばいつも思うのだけれども、第2トンネルをつくるようなそういう構想はあるのかなのかということをお聞きします。

○高田交通対策総室長 まず、その前に事故ということについてでございますけれども、道路部局、道路保全課の方に聞いたことがございまして、その範囲では事故ということはないということでございまして、また、排水溝につきまして問題はないというふうに聞いておるところでございます。なお、第2トンネルとか、そういう構想ということにつきましては、私ども今現在、総室の中ではそういう考えというのは持ち合わせてないところでございますけれども、また、道路部局の方でどうなっているか私ども詳細把握していないところでございますけれども、また、確認させていただきたいと思います。

○倉重剛委員 それはトンネルの問題だから、トンネル渋滞問題あたりの解決方法というのは将来どんなふうを考えているかと。

○高田交通対策総室長 申しわけございませ

ん。渋滞ということにつきまして現在どういった形で具体的に対応していくかということにつきまして考えを持ち合わせている状況ではございません。今後検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

○倉重剛委員 実をいうと今そういう答弁ですが、今議論しているのは要するに空港アクセスをどうするかということである程度一定の効果はあったという先ほどの答弁なんです、そうすると今言ったような交通渋滞あたりに巻き込まれて空港到着がおくれたとか、そういう状態があそこのトンネル内は非常に多いと私は思うんです。何辺か私もおくれたことがあります、正直いって。したがって、これは言っていいかどうかわからないけれども、空港カントリーの裏側の高遊原に抜ける道が本当は市道みたいなもんがあるんだけど、ちょっと一般の人は知らないけれども、それを利用すると行けるんですけども、あのトンネルは非常にネックになる場合があると思うのですよ、交通調査くらいはやってくべきですよ、なぜかという時間短縮が一番ですね、これは正直言ってね。リムジンあたりをやるうというときには。そういうことで今課長の方からそういう答え方でよく把握してないことですが、ぜひそこら辺も中に入れてシャトルバスあたりの一定の効果というのはどういう形で時間短縮はそういうところでもマイナスが出ないような形で対応すべきだと思います。でないと将来の熊本空港の阻害になる可能性があると思うので、それから事故の問題を含めて災害分を含めてぜひ御検討いただきたい。これは要望にかえます。

○山口ゆたか委員 実は附属資料についております「いつでもどこでもだれでも使える電子行政サービス」ということでプロジェクト重点施策の評価が出てるわけなんですけれど

も、Aということで多額の予算をかけながら、今回よろず本舗も監査委員の指摘も受けておりますし、このあたりはどう改善していかれるのか一言お願いいたします。

○松永情報企画課長 情報企画課でございます。今回、決算資料の中でもよろず申請本舗の利用促進について御指摘を受けております。確かに多額の費用をかけながらなかなかこれまで利用件数が伸びていないということがございました。原因につきましては、とにかく電子申請という制度を始めたときにどういう手続が本当に利用されるかということを最初から検討するというのは後から思ったんですけれども、とにかくいろんな手続を電子化すれば一定割合で申請があるのではないかと想定で手続数をふやせば利用件数が伸びるであろうということでやってまいりましたが、16年度から始めまして17、18年度となかなか伸びないと、そういう状況でございました。そこで原因をいろいろと追求しましてやはりこれからの電子申請はどんな方がどういうシチュエーションで使うのか、個人の方が例えば住民票を取ろうとしても電子申請でやっても結局、住民票自体が来るのは郵便で来ます。そこで何日間かの差が出てしまう、そうすると手続もなかなか公的個人認証ですとか、大変だと、やはりどんな手続が使われているか実際に調べてみましたら昼間仕事で普段インターネットを使う事業所の方が継続的に役所に出す申請は結構使われているんだと、それと事前登録のいらない例えばイベントの申し込みとか、公民館の講座の申し込みとか、そういうものは結構使われるんだということがだんだんわかってまいりました。そこで昨年の後半から特に19年にかけてそういった手続を中心に今度は開発を始めまして、さらには業界、例えば19年度は薬局の方の団体と主管課、薬務衛生課と協力しまして薬局の機能報告というのが年に2回必ず出すこと

になります、それを原則電子申請でやっていただくということにしましたら約8割以上の薬局が電子申請を使っていただきました。そういうことを考えまして、これからの電子申請というのはやはり昼間業務で使っておられる方の手続を中心に大いに利用促進を図っていくのが上策でありますし、また費用の方もやったらめったら手続を開発するのではなくて本当に効果のある費用対効果のある手続を開発するというので、そのほかいろんな機器のいわば再リースでありますとか、そのほかサービスレベルを落とすとか、いろいろ工夫して経費の方も半額以下に落として費用対効果を上げてできるだけ利用者にとって利便性が実感できるような電子申請システムでこれからも大いに県民の方々に活用していただきたいと考えているところです。

○山口ゆたか委員 事務執行の手助けとなるようなシステムそして県民の利便性が高まるようなシステム構築を、やっぱり費用を見るとかなり高額でありますので、頑張っていたきたいというふうに思います。

もう1点よろしいですか。

○早川英明委員長 どうぞ。

○山口ゆたか委員 地方公共交通対策事業についてお尋ねします。私も以前から見ておりますけれども、生活交通のバス路線については、補助金の方が年々削減されて今現状を見てみますと、市町村においては乗合タクシーであるとか、巡回バスであるとか、さまざまな方策新たな策をうちながらその現状に耐えているところでもありますけれども、まず、第1点をお聞きしたいのは今後この補助金のありようですね、まだ減額していくのか、それとも何らかの形で市町村の考えに沿って普通であれば増額ということもあり得るのか、そういった方向性をお聞かせいただけないかな

というふうに思います。

○高田交通対策総室長 地方バス対策の補助ということについてでございます。これまでも数度の制度改正を行いながら市町村と働きかけで共同で生活交通としてのバス路線の維持というのを図ってまいったところでございます。今後についてということでございますけれども、県の財政状況というのが厳しいというところでサマーレビューを通じてどういう形でその事業というものをやっていくかということにつきまして、今現在我々としても制度のあり方というのは考えているところでございます。その額、単純に減らしていくということだけではなかなか市町村の理解というのを得られるのは難しいというふうに思っておるところでございます。その制度設計をどういった形でやっていくか、また、地元の利用者にとってみて使いやすい路線に対してもきっちりと支援ということができるよう形で我々としては取り組んでまいりたいと思いますけれども、方向につきましては、現在検討中でございます。

○山口ゆたか委員 今後検討されるということでありましょうけれども、たしか県の方々も市町村の路線化決定の際に協議会には参加されておりましたよね、その中で県が主張する基幹的な路線化を維持しようという方向でまず提案されて、じゃ市町村にそれ以外に自由度があるかということとそんなに多くないんです。市町村の支出もふえていくだろうというふうに今回私、今年度の事業を見てても、私の市の事業を見てても思いますし、今後本当に市町村の意見を重んじるのか、県としての基幹的な部分をどうやって維持するのか、そういったバランスも予算ありきの話し合いではなくて、やはり公共交通を維持するという観点から臨んでいただきたいなというふうに要望しておきます。

以上です。

○早川英明委員長 ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○早川英明委員長 それでは、ほかにございませんようですから、以上をもちまして地域振興部の審査を終わりたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

これより午後1時まで休憩いたします。

午前11時25分休憩

---

午後1時1分開議

○早川英明委員長 こんにちは。

委員会を再開いたします。

それでは、これより健康福祉部の審査を行います。

まず、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長、総室長から順番に説明をお願いいたします。

初めに、森枝健康福祉部長。

説明に当たりましては、それぞれ着座のまままで結構でございますから、よろしく申し上げます。

それでは、部長、どうぞ。

○森枝健康福祉部長 それでは、着座のまま失礼させていただきたいと思えます。

平成19年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員長報告におきまして、施策推進上改善または検討を要するものとして御指摘のありました事項のうち、健康福祉部関係の事項につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

1点目は「収入未済の解消については、各部署においてそれぞれ努力の跡が見られ、成果も上がっているが、歳入確保及び負担の公平性の観点から、滞納者・債務者の所得等の把握に努め、法的手段も含めて適切な徴収対策を講じること。」でございました。

収入未済の解消につきましては、部を挙げ

て収入未済金の解消に取り組むことを目的として、平成12年6月に、部内に収入未済金対策プロジェクトチームを設置し、毎年収入未済発生防止及び徴収活動強化に取り組んでおります。

特に、部の収入未済金の約4割を占める児童保護費負担金については、平成14年4月から福祉総合相談所に対策班を設置し、当該負担金の関係事務を一元化し、徴収強化に取り組んでおります。

これらの対応により、収入未済金は、平成18年度までは毎年減少しておりましたが、平成19年度の未済金合計は1億2,449万円余、平成18年度末は1億2,417万円余となり、前年度と比較して32万円余の増額となっております。

これは、児童保護費負担金において、生活困窮等により滞納者が増加したこと及び定率減税の縮減等所得税法の改正に伴い保護者負担金が増えた人が多かったこと等により収入未済金が増加したことによるものです。

このため、本年度は、収入未済金ごとに徴収活動計画や削減目標を設定し、プロジェクトチームによる進行管理に加え、滞納の原因分析を行い、法的手段の実施の可能性も含め具体的な対策を進めることとしております。

2点目は「医師不足については、自治医科大学への本県の入学者の増員や熊本大学医学部の定員の見直しを行うよう国に働きかけるとともに、関係機関と十分に協議し、地域医療の充実に努めること。」でございました。

自治医科大学への本県の入学者増員については、自治医科大学に強く要望した結果、例年2名の入学者が、平成20年度には3名が入学したところでございます。

また、熊本大学医学部の定員見直しについては、国の緊急医師確保対策により定員増が可能となり、要件である医師修学資金貸与制度を実施するため、本年6月、熊本県医師修学資金貸与条例を制定し、平成21年度から5

名の定員増が決定されたところであります。その後、国の骨太の方針2008により、さらなる定員増が図られ、平成21年度には、さらに5名の定員増が予定されているところでございます。

なお、6月にドクターバンクを開設、8月には市内に医師確保対策プロジェクトチームを設置したところですが、女性医師の就業支援や熊本大学との連携強化など、医師確保対策を重点的に取り組むこととしております。

3点目は「新型インフルエンザ治療薬タミフルについては、5年の使用期限が切れると県で処分することになっているが、新しいものとの交換等を行うことで、むだにならないような対応ができないか、国に働きかけること。」でございました。

県としては、備蓄薬ができるだけむだにならないように、昨年の12月以降、各県とも連携して、厚生労働省に対し、使用期限の延長や使用期限を超過した備蓄薬の取り扱いについて研究等を進めるよう、要望してきたところであります。

国においては、平成20年度に研究を進めることとしていたところでありますが、本年3月、輸入元の製薬会社から使用期限の2年延長申請が行われ、現在は当該申請に関する審査が行われていると聞いております。

続きまして、健康福祉部の平成19年度決算概要について御説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。一般会計、母子寡婦福祉資金特別会計を合わせまして、収入済額は143億4,300万円余で調定額に対する収入率は99.1%となっております。

不納欠損額は465万円余で、内容は、児童保護費負担金等でございます。

また、収入未済額は1億2,449万円余で、主なものとしましては、児童保護費負担金5,342万円余、母子寡婦福祉資金貸付金の償還金3,480万円余でございます。

次に、歳出でございますが、予算額1,017

億7,200万円余に対しまして支出済額は1,002億5,300万円余となっております。

翌年度への繰越額は9,300万円余で、社会福祉施設整備事業に関するものでございます。

また、不用額は14億2,500万円余で、主な内容につきましては、扶助費や補助金などの執行残でございます。

以上、決算の概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、各総室長、各課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○早川英明委員長 引き続き各課長、総室長の説明をお願いします。

最初に、岡村健康福祉政策課長。

○岡村健康福祉政策課長 健康福祉政策課長の岡村でございます。

まず、今年度の定期監査の結果でございますが、公表事項はございません。

次に、平成19年度の決算の説明をさせていただきます。

お手元資料の2ページでございます。

まず、歳入についてでございますが、2ページ冒頭の使用料及び手数料、それから3ページ冒頭の国庫支出金、それから、飛びまして、4ページ中ほどの財産収入、それから5ページ冒頭の繰入金につきましては、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、5ページの2つ目の項目となりますが、諸収入でございます。不納欠損額はございませんが、収入未済額が24万円ほど生じております。その内容につきましては、6ページ下段の欄の雑入のところでございます。備考欄の収入未済額の状況のところに記載をいたしております。これは、平成16年度に実施をいたしました衛生統計システム仕様変更業務委託におきまして、委託業者の契約不履行によりまして契約を解除し、契約違

約金を請求したものでございます。当該会社は事実上倒産をしております、代表者とも連絡がとれない状況でございますが、今後も引き続き代表者の所在確認に努めてまいりたいと考えております。

それから、続きまして、7ページからの歳出でございます。

主なものを御説明申し上げます。

7ページ下段の民生費の中の社会福祉総務費でございます。

支出済額といたしまして7億6,562万円余となっております。主な事業は、備考欄に記載しておりますが、民生委員、児童委員の活動にかかわります経費、それから地域福祉権利擁護事業、それから地域の縁がわづくり推進事業、それから、8ページにかかりますが、県総合福祉センター管理費などがございます。

なお、7ページに記載しておりますが、不用額2,253万円余につきましては、民生委員の一斉改選に係る経費の執行残、あるいは、ことし1月に運用開始いたしました障害者用駐車場利用証制度、いわゆるハートフルパス制度の利用証作成に係ります入札の執行残等でございます。

次に、9ページの中ほどの衛生費の中の公衆衛生総務費でございますが、支出済額といたしまして1億1,010万円余となっております。不用額718万円余につきましては、人件費や長期の派遣研修に該当者がなかったことによる執行残でございます。

次の保健環境科学研究所費でございますが、宇土市にございます当研究所の運営費でございます、支出済額は3億7,103万円余となっております。

なお、不用額795万円につきましては、人件費及び庁舎管理委託に係る入札の執行残でございます。

次の保健所費でございますが、支出済額として21億9,151万円余となっております。主

な事業としましては、県下10カ所にございます保健所の運営に係る経費でございます。不用額の4,569万円余は、人件費及び庁舎管理の委託に係ります入札の執行残でございます。

それから、恐れ入りますが、別冊となっております附属資料の5ページの方をおあけいただきたいと存じます。

県有財産の処分についてでございます。

熊本市花立3丁目にあります旧県営援護住宅の公衆用道路を熊本市の交差点改良事業に伴う道路用地といたしまして譲与いたしましたのでございます。平成20年3月に所有権移転登記も完了いたしているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○坂田社会福祉課長 社会福祉課の坂田でございます。

まず、今年度の定期監査結果の公表事項でございますが、指導事項としまして「生活保護費返還徴収金及びその年度後返納の各未収金について、引き続きその解消に努めること。」との指導がございました。

平成19年度末現在で返還徴収金と年度後返納で1,421万5,000円余となっております、関係する福祉事務所において個別訪問等により徴収に努めているところであります。

詳細は、後ほど歳入のところで御説明いたします。

それでは、決算につきまして御説明させていただきます。

説明資料の10ページをごらんいただきたいと思います。

歳入ですが、使用料及び手数料については、不納欠損、収入未済額はありません。

11ページから12ページ中ほどの国庫支出金、財産収入ですが、いずれも不納欠損、収入未済額はありません。

次に、12ページ、諸収入でございます。1、421万5,000円の収入未済額がありますが、収入未済額につきましては、次の13ページの生活保護費返還徴収金1,382万4,000円と下段の年度後返納39万2,000円に係るものでございます。

返還徴収金につきましては、緊急やむを得ない場合に資力があるにもかかわらず保護費を受給したり、あるいは就労等に伴う収入申告に伴い保護費を受給した場合など、後で法に基づき返還させるものでございます。債務者が、保護受給中、あるいは生活困窮にあることなどから返還が滞っているものでございます。

また、次の年度後返納ですが、過払金が発生し返納させるものでございますけれども、これらについても、債務者が生活困窮し、返還できないものであります。これらについては、事務所ごとに未収金の徴収計画等に基づき分納納付させるなど、徴収に努めているところでございます。また、本庁においても、四半期ごとに徴収実績等をヒアリングするなど、未収金の早期回収に向けた取り組みを行っております。また、あわせて、こうした未収金が発生しないよう指導しているところでございます。

次に、14ページの歳出関係でございますが、主なものを説明いたします。

民生費の中に社会福祉総務費、それから遺家族等援護費で不用額がそれぞれございますけれども、人件費及び事務費の執行残でございます。

15ページでございます。

生活保護費でございますが、生活保護総務費は、本庁及び各福祉事務所職員の人件費及び活動費で、支出済額として8億8,471万円余の支出となっております。不用額2,171万円余は、人件費及びセーフティーネット支援対策事業の事業見直しによります執行残でございます。

中ほどの扶助費でございますが、支出済額として28億4,353万円余となっております。これは、生活保護世帯に対します生活、医療費等の扶助額でございます。不用額5,259万円余は、医療扶助、医療費等の見込みが当初より少なかったことによります実績減でございます。

下段の土木費の中に住宅管理費がございますが、不用額は執行残によるものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○吉田少子化対策課長 少子化対策課の吉田でございます。

まず、定期監査の公表事項についてでございますが、指摘事項として、児童保護費負担金、児童扶養手当返納金、母子寡婦福祉資金貸付金償還金の3つの未収金について指摘をいただいております。

措置状況は、後ほど収入項目のところで御説明いたします。

それでは、決算について御説明いたします。

お手元の説明資料の16ページをお願いいたします。

一番上の児童保護費負担金は、保護を必要とする児童の養護施設等への入所にかかわる保護者負担金でございますが、納入義務者の行方不明等により時効で債権が消滅しました247万円について不納欠損処分を行っております。これにつきましては、別冊附属資料で後ほど御説明いたします。

収入未済額として3,223万7,000円を計上しておりますが、これは、児童の扶養義務者が所在不明だったり、生活困窮など経済的理由等により収入未済となっているものでございます。その回収につきましては、部内で設置されました収入未済金対策プロジェクトチームにより、滞納の発生防止と徴収活動の強化

を図っております。また、福祉総合相談所に対策班を設けまして、未納者の家庭訪問、納入の督促、催告を行うなど、徴収活動の強化に努めております。引き続きその解消に努めてまいります。

次の段の使用料及び手数料につきましては、不納欠損、収入未済はございません。

17ページ上段から19ページ上段までの国庫支出金でございますが、不納欠損、収入未済はございません。

なお、18ページ、上から3段目の児童福祉施設整備費補助につきましては、予算現額と収入済額との比較で4,138万8,000円が減額となっております。これは、入札残による減額及び1施設の事業中止に伴うものでございます。

また、2段下の特別保育事業費補助について、予算現額と収入済額との比較で2,335万5,000円が減額となっております。市町村からの申請が見込みより少なかったことに伴い、国庫補助金が減額となったものでございます。

次に、19ページ、上から3段目の財産収入については、不納欠損、収入未済はございません。

次の諸収入でございますが、20ページの年度後返納については1,846万円余の収入未済がございます。これは、児童扶養手当返納金の未収金等で、債務者の所在不明や経済的理由等によるものでございます。発生する原因としては、児童扶養手当の受給者が、婚姻や年金の受給等によりその受給資格をなくしているにもかかわらず、その届け出をしていないこと等により生ずるものでございます。手当の受け付け事務を行っております市町村担当者への研修、受給者への報告の指導、異動事項のチェック等を強化し、発生防止を図っております。また、未収金の回収につきましても、本課と地域振興局が一体となり、文書、電話での催告、家庭訪問など、その徴収

に努めており、前年度に比べて未収金の額は減少しております。

次に、歳出についてでございます。主なものについて御説明いたします。

説明資料の21ページをお願いします。

まず、一番下の段の児童福祉総務費でございます。

不用額1,965万2,000円につきましては、事業費の見込み減等によるものでございます。

次に、22ページをお願いします。

児童措置費におきまして不用額1億7,911万8,000円が生じておりますが、その主な原因といたしましては、県措置に係る措置費の支弁の対象児童数が見込みより少なかったこと、また、市町村に係る保育所運営費負担金の申請が見込みより少なかったこと、さらに、児童手当の受給者数が市町村の見込みより少なかったこと等による執行残でございます。

23ページをお願いします。

母子福祉費について不用額2,220万9,000円が生じておりますが、児童扶養手当受給者が見込みより少なかったこと及びひとり親家庭支援事業における自立支援給付金事業利用者数が見込みより少なかったこと等による執行残でございます。

次に、その下の段の児童福祉施設費でございます。

不用額1億1,713万7,000円につきましては、特別保育総合推進事業の市町村からの申請箇所数が見込みより少なかったこと、児童福祉施設整備補助における入札残による減額及び事業中止による減額等による執行残でございます。

25ページをお願いいたします。

母子寡婦福祉資金特別会計についてでございます。

上から2段目でございますが、収入未済の3,485万3,000円は、貸付金の償還に係るものでございます。貸付金の償還に係るものにつ

きましては、債務者の生活困窮等経済的な理由等により生じたものでございます。この未収金の回収につきましても、各地域振興局におきまして、償還開始前の返済計画の確認や口座振替による返済を指導しまして、未収金発生の未然防止に努めますとともに、回収について、文書、電話、自宅訪問等により徴収や返済計画の指導等、徴収活動を強化しております。低所得者、生活困窮者などが多く、回収が難しい状況もございますが、未納者数、未収金額とも前年度に比べ減少しております。今後とも回収に努めてまいります。

26ページをお願いします。

歳出につきましては1,677万円が不用額となっております。これは貸し付けが見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、別冊附属資料2ページをお願いいたします。

不納欠損について説明させていただきます。

児童保護費負担金247万円でございます。児童相談所で措置します児童の扶養義務者の負担金に係る債権が、時効により消滅したもののについて不納欠損処分を行っております。これは、債務者の死亡または行方不明などで連絡がとれない、または生活困窮等により時効の中断がとれず、債権が時効で消滅した47人分の不納欠損を行ったものでございます。

未収金の回収につきましては、今後とも、福祉総合相談所を初め、本庁関係各課、地域振興局一体となって、回収に努めてまいります。

以上につきましてよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○岩田高齢者支援総室長 高齢者支援総室、岩田でございます。

まず、今年度の定期監査における公表事項はございません。

次に、高齢者支援総室の決算の御説明をさ

せていただきます。

まず、歳入でございますが、お手元の説明資料の27ページをお願いいたします。

27ページの分担金及び負担金、使用料及び手数料、それから、次の28ページ、国庫支出金でございますが、いずれも不納欠損、収入未済はございません。

29ページをお願いいたします。

上から、2段目から、財産収入、繰入金及び諸収入でございますが、いずれも不納欠損、収入未済はございません。

なお、中ほど、繰入金の欄で、介護保険財政安定化基金繰入金につきまして、59万円の予算現額に対して収入済額がゼロとなっておりますが、これは、介護保険財政に不足を生じた場合、市町村に貸し付け等を行うための財源として介護保険財政安定化基金を設置しております。この基金から繰り入れるものでございますが、基金から繰り入れを予定した市町村が借り入れを取りやめたということによりまして、繰り入れを要しないこととなったものでございます。

30ページをお願いいたします。

前ページからの諸収入の続きとそれから繰越金でございますが、不納欠損、収入未済等はございません。

31ページをお願いいたします。

歳出についてでございますが、主なものについて御説明をいたします。

まず、民生費の老人福祉費について、主な事業は、高齢者の介護予防あるいは生活支援施策を推進いたします地域支援事業交付金交付事業、それから、32ページの上段になりますが、市町村の介護給付費に対する県の負担金でございます介護給付費県負担金交付事業、それから、市町村の介護保険財政の安定に資するため県が設置しております介護保険財政安定化基金への積み立てを行います介護保険財政安定化基金事業等でございます。

恐縮ですが、31ページにお戻り願います。

老人福祉費におきまして5,300万円余の不用額が生じておりますが、これは、先ほど申し上げました地域支援事業交付金交付事業におきまして、各市町村の実施事業が見込み額を下回ったこと等によりますものでございます。

32ページをお願いいたします。

老人福祉施設費でございます。

特別養護老人ホーム等の老人福祉施設の整備等に対する補助でございます。

ここでは、翌年度繰越額9,396万円がございますが、これにつきましては、後ほど別冊附属資料で御説明をいたします。

次に、衛生費の公衆衛生総務費でございますが、主な事業は、市町村における介護予防等の事業が効果的に実施されますよう、介護予防、生活習慣病等を予防する整備体制を図りまして、市町村と技術的に支援する介護予防推進重点対策事業等でございます。ここでは700万円余の不用額が生じておりますが、これは、介護予防推進重点対策事業や認知症介護研修等におきまして、業務委託の見直しあるいは会議開催を県庁等で行う等による経費節減による執行残等でございます。

では次に、繰越事業について御説明いたします。

別冊附属資料の1ページをお願いいたします。

繰越事業調べでございます。

老人福祉施設等整備事業でございますが、ここに掲げておりますように、特別養護老人ホーム1件、養護老人ホーム1件の計2件の整備補助につきまして、9,396万円の繰り越しを行っております。

繰り越しの理由としましては、昨年6月、建築基準法が改正されまして、建築確認申請等に不測の日数を要したため等でございます。

なお、蘇望苑、上の方につきましては4月15日に竣工し、松風園につきましては7月8

日に竣工済みでございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○前田障害者支援総室長 障害者支援総室、前田でございます。

まず、定期監査の公表事項でございます。

指導事項として、心身障害者扶養共済加入者負担金、児童保護費負担金等の未収金がございます。引き続きその解消に努めることとなっております。

未収金の措置状況につきましては、説明資料で後ほど御説明をいたします。

では、歳入について御説明をいたします。

お手元の説明資料33ページをお願いいたします。

分担金、負担金につきましては、不納欠損が総額で201万4,000円ございます。これにつきましては、別冊附属資料で後ほど御説明をいたします。

収入未済につきましては、総額で2,139万4,000円ございます。内訳は、児童保護費負担金が2,039万9,000円、知的障がい者保護費負担金が3万7,000円、心身障害者扶養共済加入者負担金が17万3,000円。

34ページをお願いいたします。

こども総合療育センター負担金が78万3,000円でございます。これは、債務者の経済的理由や所在不明等によるものでございます。未収金解消につきましては、納入相談や返済計画の指導を行うほか、電話、文書等により催告、家庭訪問などを行い、徴収を強化しているところでございます。この結果、収入未済額は年々減少しておりますが、引き続き福祉総合相談所等と連携をとりながら解消に努めてまいります。

次に、使用料、手数料でございます。34ページ中段から36ページ上段まででございます。不納欠損はございません。収入未済は5万3,000円ございます。これは、35ページの

3行目でございますが、こども総合療育センターの使用料でございます。内容は、医療費の患者負担分でございます。なお、予算現額と収入済額の差が9,999万円でございます。主なものといたしましては、35ページの3行目に記載をしておりますこども総合療育センターの使用料でございます。外來件数の増により、診療報酬が見込みより増加したのものによるものでございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。

国庫支出金、それから39ページ上段の財産収入、39ページ下段の繰入金については、不納欠損、収入未済はございません。

40ページをお願いいたします。

諸収入につきましては、収入未済が15万円でございます。これは、41ページ、3行目に記載をしております過年度収入でございますが、特別障害者手当に係る返納金でございます。現在分納計画等により未収金の解消に努めているところでございます。

次に、歳出についてでございます。主なものについて御説明をいたします。

42ページをお願いいたします。

まず、民生費のうち社会福祉総務費につきまして、3億4,234万1,000円の不用額が生じております。主なものといたしましては、自立支援医療費のうち精神障害者の通院医療費に係るものでございまして、実績額が所要見込み額を下回ったことなどによるものでございます。

次に、43ページをお願いいたします。

身体障害者福祉費につきまして3,393万1,000円の不用額が生じておりますが、これは、重度の心身障害者の医療費の助成制度事業でございます。実績額が所要見込み額を下回ったことなどによるものでございます。

次に、44ページをお願いいたします。

2行目の児童措置費でございますが、1億3,561万2,000円の不用額が生じております。

主なものといたしまして、障害児施設給付費等支給事業におきまして、実績額が所要見込み額を下回ったためでございます。

次に、45ページをお願いいたします。

下段の精神保健費でございますが、3,259万6,000円の不用額が生じております。これは精神障害者の措置入院の医療費に係るものでございますが、実績額が見込み額を下回ったことによるものでございます。

次に、不納欠損等について御説明をいたします。

附属資料の3ページをお願いいたします。

児童保護費負担金に係る不納欠損が、合計で168件、201万4,000円でございます。いずれも扶養義務者等が行方不明等により接触がとれず時効中断の措置ができなくなったものでございます。また、生活困窮世帯で経済的能力の回復が見込めないまま時効の期限が到来したものでございます。

次に、未登記について御説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

未登記となっておりますのは、旧肥後学園の用地の一部でございます。昭和14年から15年にかけて、県が種畜場の用地として取得したものでございまして、昭和24年に肥後学園の用地として所管がえを行ったものでございます。平成19年当初、未登記用地は3筆でございましたが、19年度中に1筆につきましては未登記の解消ができたものでございます。残り2筆でございますが、今後とも未登記の解消に努めてまいります。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○高橋医療政策総室長 医療政策総室の高橋でございます。

まず、定期監査の公表事項でございます。

3点ございました。

1点目は、指摘事項の熊本県歯科技工士試

験受験手数料の収入証紙消印記録簿の未作成及び収入調定の漏れについてでございました。

証紙消印記録簿等を一括管理することにしたしまして、ダブルチェックの体制にするなどの再発防止策を講じまして、今後、収入調定漏れ等がないように、適切に処理をしてまいります。

なお、この手数料につきましては、平成20年度第1・四半期で報告をいたしまして、収入調定は行っているところでございます。

2点目は、指導事項の看護師等修学資金貸付金償還金の未収金でございます。

措置状況につきましては、後ほど収入項目のところでお説明させていただきます。

それから3点目は、国民健康保険広域化等支援基金の活用についてでございます。

この基金は、合併による国民健康保険事業広域化の際の保険料の急激な負担増、それから見込みを上回る保険給付費の増大などに対応するため、国の補助を受け設置されたものでございます。これまで、保険料の負担増また保険給付費の増に対しましては、各市町村でそれぞれに対応してきており、現在のところ本基金の活用までには至っておりません。そこで、県といたしましては、本基金に対する市町村の考え方や貸し付け需要の調査を行いまして、廃止を含めまして基金の必要性について検討してまいりたいと考えております。

それでは、決算の方でございます。

資料の47ページをお願いいたします。

歳入でございますが、47ページから49ページにかけまして、使用料及び手数料、国庫支出金及び財産収入について記載をしておりますけれども、いずれも不納欠損、収入未済はございません。

次に、諸収入でございます。50ページをお願いいたします。

下から2段目でございますけれども、定期

監査において御指摘がございました看護師等修学資金貸付金償還金について、231万円余の収入未済となっております。これは、債務者が病気、アルバイト等の状況にあり、返還が経済的に難しいため収入未済となっておりますが、これまで督促等を行った結果、9月末で、このうちの63万円余が納付済みとなっております。今後も、文書や電話、訪問による催告を行いまして、未収金の解消に努めてまいりたいと思っております。

次に、歳出でございます。51ページをお願いいたします。

2段目の民生費、国民健康保険指導費でございます。

主な事業は、国民健康保険財政安定のため、市町村が低所得者世帯の保険料を軽減した場合の県負担金、それから医療給付費に対する県の交付金などの国民健康保険制度安定化対策事業でございます。

なお、不用額の3,045万円余は、高額な医療費の影響を緩和するため、国保連合会が行っております高額医療費共同事業に対する県負担金の減及び人件費の執行残でございます。

次に、衛生費の公衆衛生総務費でございます。

主な事業は、医療機関の施設や設備に対する補助及び小児救急を含む救急医療施設の運営費に対する補助、それから老人医療の給付に対する県の負担金などでございます。

なお、不用額の3,286万円余は、救命救急センター運営費補助、小児救急医療拠点病院運営事業などの国庫補助金内示減等に伴う執行残でございます。

52ページをお願いいたします。

3段目の医務費でございます。

主な事業は、へき地医療施設等の設備運営に対する補助及び医事関係業務管理指導費でございます。

なお、不用額の137万円余は、事務費の執

行残でございます。

次に、保健師等指導管理費でございます。

主な事業は、看護師等養成所等への運営費補助など、看護師確保のための各事業でございます。

なお、不用額の514万円余は、在宅ホスピスケアアドバイザー派遣事業などの執行残でございます。

医療政策総室は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中田健康づくり推進課長 健康づくり推進課の中田でございます。

定期監査の公表事項はありません。

それでは、健康づくり推進課の決算を御説明いたします。

まず、歳入についてでございます。

説明資料の53ページをお開きください。

分担金及び負担金でございますが、未熟児療育費負担金について51万7,000円の収入未済となっております。これは、県が支給しております未熟児入院医療費に係る扶養義務者負担金で、収入未済は、債務者の経済的理由によるものでございます。その後督促等を行ったことで収入未済額は4万5,000円減少し、9月末現在、未収金の額は47万2,000円に改善されております。今後も収入未済金の解消に向けて取り組んでまいります。

なお、不納欠損処分でございますが、これにつきましては、後ほど別冊附属資料で御説明いたします。

使用料及び手数料、そして、54ページお願いいたします。国庫支出金については、不納欠損額、収入未済額はありません。

55ページの衛生費国庫補助金のうち特定疾患治療費補助について、予算現額と収入済額の差が4億134万8,000円となっておりますが、これは国庫補助金の交付額が所要額を下回ったことによるものです。

また、小児慢性特定疾患治療費補助につい

ても、予算現額と収入済額の差が1,057万3,000円となっておりますが、これも国庫補助金の交付額が所要額を下回ったことによるものです。

56ページをお願いします。

財産収入につきまして、不納欠損額、収入未済額はありません。

諸収入につきましても、同じく不納欠損額、収入未済額はありません。

次に、歳出でございます。

58ページをお願いします。

まず、民生費の社会福祉総務費でございます。

これは、県が、身体に障害のある、または疾病を放置すると将来障害を残すと認められる児童で、確実な医療効果が期待できるものへ医療を給付しております育成医療費に要する経費でございます。不用額の1,256万円は、育成医療費の額が当初見込みを下回ったことによる執行残でございます。

次に、衛生費でございます。

公衆衛生総務費の主な事業は、備考欄に記載しているとおりでございます。

なお、不用額の1億1,233万4,000円は、主に、特定疾患治療費、原爆障がい者特別措置費、乳幼児医療費などの医療費の額が当初見込みを下回ったことによる執行残でございます。

59ページの予防費でございます。

これはハンセン病に関する事業に要する経費でございます。

なお、不用額につきましては、事業対象者の減による執行残等でございます。

保健所費でございます。

これは、保健所で実施する母子保健対策などに要する経費でございます。

不用額の279万7,000円は、検診対象者の減により専門職の雇い上げが減ったことや、事務費の執行残などによるものでございます。

次に、不納欠損について御説明させていた

できます。

別冊附属資料の4ページをお願いします。

未熟児療育費負担金の不納欠損額が、合計で19件、16万7,000円となっております。これは債務者の経済的理由により未納となっていたものですが、その後、債務者が行方不明であったり、生活状況を調査したところ生活困窮等であったりと時効中断の措置がとれず債権が消滅したため、不納欠損処理を行ったものです。

以上、よろしくをお願いします。

○牧野健康危機管理課長 健康危機管理課長、牧野でございます。

まず、今年度の定期監査の公表事項はございません。

続きまして、歳入、歳出関係御説明いたします。

説明資料60ページをお願いいたします。

まず、歳入に関しまして主なものについて御説明いたします。

60ページ、下から3段目でございますが、食品衛生関係手数料というのがございます。予算現額に対しまして75万6,000円と増となっておりますが、これは、食品営業関係の許可の手数料でございまして、平成19年度におきましては、喫茶店営業等の許可申請が見込みを上回ったことでございます。

それから、61ページをお願いいたします。

一番上から、乳肉衛生関係手数料がございします。予算現額に対しまして31万4,000円減となっております。この手数料は屠畜検査の手数料でございまして、実績が見込みを下回ったことによるものです。

それから、その下の食鳥関係手数料、これは食鳥検査の手数料でございます。これは、プラス394万2,000円となっております。これは検査数が見込みを上回ったものでございます。

それから、その下の特定動物飼養等許可申

請手数料でございますが、これは、動物取扱業、動物の販売とか、それから展示とか、そういうふうなものの業の登録申請手数料でございます。登録申請が見込みを上回ったことによりまして、プラスになってございます。

62ページをお願いいたします。

一番上が結核医療費負担金になってございますが、398万1,000円のプラスとなっております。これは結核医療につきましても患者の医療費の国庫負担金でございまして、国庫負担金につきましても翌年度に精算する仕組みになってございまして、決算上プラスとなっております。この実績を超過した分については翌年度、つまり20年度に精算することになってございます。

次の予防接種事故負担金でございまして、これは三角の123万7,000円となっております。これは、予防接種によりまして健康被害が生じた場合に救済給付金を支給するという予防接種法に基づきまして支給するものに係る国庫負担金でございまして、平成19年度に支給区分の変更によりまして、増額を見込んでいた案件につきましても国の変更認定が少しれ込んで翌年度になったことから、その分、実績が減少したことでございます。

ただ、国の認定はさかのぼってなされますので、受給者が不利益をこうむるというふうなことではございません。

次に、主なものでございまして、下から二段目、同じく結核一般患者医療費等補助とございます。これは105万3,000円のプラスとなっておりますが、これも、先ほどの結核医療費負担金と同じで、国庫負担金の翌年の精算ということになっている仕組みの関係上、プラスとして決算に出てくるものでございします。

それから、1ページを飛ばしまして、64ページをごらんいただきたいと思います。

これも主なものでございまして、一番上の太字でございすけれども、災害援護資金貸

付金回収金でございます。これは災害援護資金貸付金を市町村の方で被災者の方に貸し付けるものでございますが、それを市町村の方で被災者の方から償還を受けて、それを県に返していただくというものでございます。市町村からの県への償還金が見込みより下回ったということでございます。

以上、歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額は、いずれもございません。

次に、66ページをご覧いただきたいと思っております。歳出の主なものでございますので、次の67ページに参ります。

一番上、結核対策費でございますが、これは結核患者の医療費の公費負担でございます。469万円余の不用額でございますけれども、患者の入院期間等の短縮等によりまして、公費負担が減少したものでございます。

それから、次の段の予防費でございますが、これは、主な事業といたしましては、備考欄に書いてございます、新型インフルエンザ対策、それから予防接種救済給付金、それからエイズ予防等でございます。774万円余の不用額でございます。これは、先ほど御説明しました予防接種救済給付金の見込みを下回ったこと、それから、自然災害の後に市町村が実施する消毒経費等もこれに入っておりますが、実績を下回ったことでございます。

それから、そのページ、一番下、食品衛生指導費でございますが、この中には、BSE検査、それから食鳥検査、食肉検査等が入っておりますが、1,668万円余の不用額でございます。これは主に、食肉衛生検査所でBSE検査やっておりますが、その嘱託職員の人件費につきまして執行残、それから、同じく検査器具等の購入費の節減、そういうふうなものでございます。

68ページ、お願いいたします。

真ん中の段で保健所費でございますが、145万円余の不用額でございますが、これは、

保健所におきます結核検診費、委託でやっておりますけれども、これの執行残でございます。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○木下薬務衛生課長 薬務衛生課の木下でございます。

まず、定期監査の公表事項はございません。

続きまして、薬務衛生課の決算状況について御説明いたします。

資料の69ページをお願いいたします。

まず、歳入について主なものを説明させていただきます。

使用料及び手数料につきましては、すべて不納欠損、収入未済はございません。

2段目の薬務関係手数料の増は、主に高度管理医療機器販売業許可申請等の件数が見込みを上回ったことによるものでございます。

4段目でございますが、温泉関係手数料の減は、温泉利用許可申請等の件数が見込みより少なかったことによるものでございます。

説明資料70ページをお願いいたします。

中ほどの国庫支出金につきましては、すべて不納欠損、収入未済はありません。

次の71ページをお願いいたします。

諸収入についてでございますが、治療血清売払代金につきましては、不納欠損、収入未済はありませんけれども、雑入について5万2,000円の収入未済があります。これは、平成13年度に献血を推進するための広告を委託しておりました広告会社が倒産しましたため、契約不履行となっております。会社に対して違約金を支払うよう請求すべきところでございますけれども、関係者が行方不明でございます。引き続き所在を確認しながら進めていきたいと思っております。

なお、これにつきましては、委託料は支払

っておりませんので、実質金銭の損害はあつてございません。

次に、歳出につきまして主なものを御説明いたします。

72ページをお願いいたします。

主な事業といたしましては、まず、生活衛生指導費につきまして不用額165万7,000円が出ておりますが、これは、公衆浴場振興対策事業補助金等の執行残に伴うものでございます。

資料の73ページをお願いいたします。

薬務費についてでございますけれども、主な事業としましては、麻薬取り締まり、薬物乱用防止、医薬品等の適正使用の普及、献血の推進等に係る諸事業でございます。

不用額1,015万5,000円が生じておりますが、これは、国有ワクチン、この払い下げのための経費が不要であったこと、また、献血者確保対策事業や薬物乱用防止事業等の啓発資材の有効活用によります事業費の節減に伴う残額でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○早川英明委員長 以上で健康福祉部の説明が終わりましたので、審議に入りますが、約1時間たちましたので、ここで5分間休憩したいと思います。

午後1時55分休憩

午後2時2分開議

○早川英明委員長 それでは、休憩前に引き続きまして審議に入りたいというふうに思います。

委員の皆さん方、先生方、何かございませんか。

○池田和貴委員 健康づくり推進課にお尋ねいたします。

特定疾患治療費補助なんです、55ペー

ジ、歳入が、予算規模8億9,300万円で調定額4億9,000万円で、予算規模と収入済額の比較は4億円マイナスになってますね。全額国庫はスモンで、その他は国庫補助率2分の1ということになっています。歳出を見ますと、59ページ、特定疾患治療費17億1,400万円、歳出ありますよね。すると、この国庫補助費は、大体調定額が4億9,000万円じゃおかしいんですけれども、ちょっとその辺の説明はなかったと思うんですが、どういふことでしょうかね。

○中田健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

特定疾患治療事業について御質問いただきましたけれども、これにつきましては、この特定疾患治療費補助につきましては、これは4つぐらいの事業になっております。特定疾患治療費とスモンと難病対策事業費と医療費に係る事務費等でございます。

その中で、スモンは10分の10でございますけれども、特定疾患治療費につきましては、2分の1が国庫補助ということで、これにつきましては、平成14年ぐらいから大体国の方から60%ぐらいしか入っておりません。非常に県の方で超過負担になっている状況が続いているわけでございます、これにつきましては、国への要望とか、全国知事会、衛生部長会等を通して要望を重ねているところでございます。

一方、59ページの特定疾患治療費は、これは実際にかかった治療費でございます。そういった意味で、特に関連はいたしておりません。

○池田和貴委員 わかりました。要するに、説明をきちんとしていただかないと困ると思うとですよね。

ただ単純に、これは4億円国庫補助金が減ったというような説明でしたですけれども、

今おっしゃったように、本来国から半額を補助していただく部分が入ってきていない、これはもう私も質問で取り上げましたけれども、きちんとそういう問題意識を持って説明をしていただかないと、ほかの委員さん方わからないと思いますし、当然この財政の厳しいときに、この辺はきちんとやっていかんばいかぬところじゃないかというふうに思います。

そういった意味で、説明の仕方にきちんと工夫をして、委員の方々に問題点がわかるようにしていただきたいと思います。

以上です。

○井手順雄副委員長 健康づくり推進課の一一関連じゃないけれども、お聞きしますけれども、この附属資料の4ページ、未熟児療育費負担金を払い切らんで不納欠損と。計19件いらっしゃるということですか。

これは、この子供さんたちは無事に成長しとんなはっですか。

○中田健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

無事に成長しているかどうかについての確認はいたしておりません。ただ、行方不明になっていたり、おられるところでは経済状況等について調査はいたしておりますけれども、その後順調に育っているかどうかの確認は、この中ではできておりません。

○井手順雄副委員長 育っておらせばよかつたでしょうけど、そがんで行方不明になるとか生活が困窮されているというところで、何か心配になったもんだけん質問したんです。これはやっぱりそういう調べるときに、子供さんは元気ですかとか、そういうことも、何かそういうところを見て、どうつてはできぬでしょうけれども、そういう配慮とか、気遣いとか、その辺もやっぱり

調べとった方がいいんじゃないかなと思いますね。

以上です。

○早川英明委員長 よろしくお願ひしときます。

ほかにございませんか。

○早田順一委員 ちょっとこっちでいいですか、施策の成果の方の51ページで難病医療のことでお聞きをしたんですが、今、難病の相談支援センター事業ということで、相談件数が1年間で1,396件あっておりますけれども、どんな相談が一番多かったのか、ちょっとお尋ねをいたします。

○中田健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

相談件数は、平成19年度で、全部で1,396件でございます。内訳、電話が982件、来所が313件、メールが47件、その他54件となっております。大体疾病に対するその内訳は、ここに正確には示しておりませんが、疾病に対する相談、医療費に対する相談、また就職に対する相談等が中心となっております。

○早田順一委員 難病の会とかに行くと、就職とか、そういったことに関する悩みをよく聞くもんですからちょっと御質問させていただきましたが、そういったつなぐ手だてとか、何かそういうのはどういうふうに行われているのでしょうか。

○中田健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

熊本県は、平成19年度に、全国に先駆けまして難病患者の就労相談シートというものを作成いたしまして、それによりましてハローワークの方の就労につなげようということ

で、ハローワークの方にシートを置きまして、また県の方でも保健所にも配置いたしまして、難病の方が就労に対しまして相談に行くときに、自分の病気等を隠さずに、そのシートを埋めることによって相談シートができるような形でやっております、20年3月末現在で、16件の方が支援センターを利用して就労に至ったというふうに聞いております。

○早田順一委員 ちょっとまだまだ何か少ないような気がしますので、ぜひ頑張っていたきたいなと思います。

それから、この難病とか発達障害、こういったものを3障害の中に入れていただきたいというふうな思いがありますけれども、県としては、そういったのを国に対して要望をされているのかされていないのか、お尋ねします。

○中田健康づくり推進課長 これにつきましては国への要望をやっておりますし、全国知事会、議長会を通しましても、現在難病治療に関しましては難病対策大綱によっておりますけれども、これを法制化することと、先ほど池田委員の御質問にもございましたように超過負担の解消につきまして、この2点につきまして国に要望をしているところでございます。

○早田順一委員 たしか潮谷前知事が社会保障審議会の障害者部会の部会長を今されとるんですね。そういうのもありますので話しやすいと思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

○早川英明委員長 私の方から1つ。この今難病は県内で何人ぐらいいらっしゃいますか。

○中田健康づくり推進課長 健康づくり推進

課でございます。

今、1万5000人余でございます。

○早川英明委員長 わかりました。

○池田和貴委員 済みません、昨年度の超過負担は幾らになっていきますか、県の方の。医療費補助のですね。

○中田健康づくり推進課長 全体ですか、それとも……。

○池田和貴委員 特定疾患の医療費の分で、国と県の支払いがありますよね。本来国に払ってもらわなければならないところがどのくらい県が超過負担になっているか、金額を教えてくださいませんか。

○中田健康づくり推進課長 3億7,418万4,000円でございます。

○池田和貴委員 3億7,000万円。

○中田健康づくり推進課長 はい。

○池田和貴委員 やっぱり早く解消せんばいかぬですよ。

○中田健康づくり推進課長 そうです。

○池田和貴委員 一緒にやりますんでやりましょう。

○早川英明委員長 ほかにございせんか。

○濱田大造委員 この説明でちょっとお聞きしたいんですが、医師不足のことをうたわれていますが、私の友人に医師が結構多いんですけれども、最近ちょっと話すことがありまして、医師は、女性の進出がすごく多くて、

それがもうやめちゃうと。ちょうど私ぐらいの世代がもう軒並み出産か何かでやめて、それで不足している面がかなり多いと。研修医制度が変わったというのもあるんですけども、それで、日進月歩で医学というのは進歩していますので、なかなかまた何年か子育てして復帰するというのが難しいと。それは県で何とかすべきじゃないかという相談みたいなのを受けたんですが、これ、熊本大学との連携強化というのをうたっておられますけれども、これは、e-ランニングと考えてよろしいのでしょうか。

○高橋医療政策総室長 医療政策総室でございます。

確かに今、県内、女性医師の数、相当ふえておまして、割合で言いますと、トータルでは14%ぐらいでございますけれども、特に若い方々になりますと、やはり3割を超えているというふうな状況でございます、今年度の医師国家試験でも34~35%ぐらいはもう女性だというふうな状況になってございます。

このような女性医師の活用については、これは今からの大きな課題でございますけれども、特に、例えば女性医師の会の方々と意見交換等をいたしますと、なかなかやっぱり一たんやめてしまつて数年後に医療の現場に帰るというのが大変難しいというふうなことをおっしゃっております。

そのために、復帰をするためにはいろいろな研修等も必要になるわけですが、まず第一にやはり考えないといけないのは、現在働かされている女性の医師の方々をいかにやめないようにするのかという、これが大事だというふうにおっしゃっておりまして、まずはそういうふうな方策、例えば就業環境の整備でございますとか、あるいは院内保育所の整備でございますとか、そういうのに力を入れていくべきだというふうにおっしゃって

ます。

今のところ熊本大学の方と連携をするように今から検討していかないといけないわけですが、そういうふうな就業復帰のための研修プログラム等、これも大学の方と一緒に検討してまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○早川英明委員長 いいですか。

○濱田大造委員 はい。

○森浩二委員 少子化対策課に。この児童保護費の件ですが、児童保護費、保護される子供というのは大体どういう人が多いですか。

○吉田少子化対策課長 この児童保護費負担金でございますが、児童福祉法に基づきまして、親が何らかの事情で子供を養育できない、つまり、経済的な理由ですとか、児童虐待ですとか、いろんな事情で家庭では養育できないというケースにつきまして、県内にございます児童養護施設、あるいは里親の方に養育の委託を行います。これは児童相談所が措置ということで養育委託を行います。経費につきましては、国と県、2分の1ずつ養育費を出しますが、保護者の経済状況、所得に応じまして負担金をいただくと。それがこの児童保護費負担金でございます。理由は、今申しましたような経済的な理由あるいは児童虐待等でございます。

○森浩二委員 今何人ぐらいおられるとですか。

○吉田少子化対策課長 今、県内養護施設が12ございます。これがおおむね2歳から18歳まで、それから、それ以下のおおむね2歳までの、生まれてからの子供さん、乳児院とい

うところ、これが3カ所ございます。そのほか、里親等登録されている方も80名以上ございまして、大ざっぱにいきますと、定員として約900人近くございまして、毎月毎月子供の数は変わりますが、現時点でいきますと、おおむね90%ぐらいの入所率ということでございます。

○森浩二委員　うちの近所でもあったんですけども、親が刑務所に入った場合どうなるとですか。払わんでいいとですか。

○吉田少子化対策課長　何らかの理由で養育できないということで、当然親がいなかったり、あるいは、今御指摘ございましたような、刑務所に入っていらっしゃるといような状態の場合でも、養育できないというふうなことで相談所が判断いたしますと、当然施設等での養育ということになってまいります。

○森浩二委員　そのときはこの不納欠損になっとですかね。また、違うんですか。

○吉田少子化対策課長　保護者、父親でなくて、例えば母親がいらっしゃるような場合には、その方の収入に応じて負担金をいただきますし、父親、母親とも不在の場合には、当然負担金そのものが生じませんので、負担金はないというふうなことになります。

○森浩二委員　それと、この不納欠損で、平成8年から一遍に処理してあるでしょう。毎年していく問題じゃないんですか。時効は何年なんです、これは。

○吉田少子化対策課長　この児童保護費負担金、今回不納欠損に上げております分につきましては、公的な債権ということで時効の期間は5年間でございます。5年間時効の中断

等がない場合は、時効の援用なくして自動的に時効になりますので、そうしたものを挙げております。

○森浩二委員　じゃあこの平成8年のあたりは、途中中断があったということですか。

○吉田少子化対策課長　できるだけ経済状況苦しくてもお支払いいただくということで、例えばわずかでも支払っていただければ分納という形で処理いたしまして、その分につきましては時効が中断いたしますので、そうしたケースがいろいろあるということでございます。

○森浩二委員　わかりました。

○早川英明委員長　ほかにございませんか。

○山口ゆたか委員　主要事業の方でというか、課名は健康福祉政策課の方なんですけれども、民生委員とか児童委員とかいらっっしゃいますけれども、成果表の方で、これは58ページです。実は民生委員とか児童委員とか頑張っていらっしゃる方もいらっっしゃいますし、そうでないと見受けられるような事例もよくお聞きするんですけれども、歴史的にかなり古い制度でありまして、創設された当初と大分その活動も変わってきていると考えられるんですよ。

しかし、我々の要望とか、いろいろお願いに来られるあたりを見てみると、これは、民生委員であるとか児童委員の方が解決できることが多々あるように思えます。そういうところで、今もう一度、再度、この民生委員であるとか児童委員の活動を市町村と力を合わせて、そのありようをもう一度再考されて、その役割を十分果たしていただきたいというふうな1点要望しておきます。

あと1点、お願いできますか。

あと、エイズ、49ページになるんですけども、かなりこの検査の件数というのが公表はされとりますけれども、その感染された方の数とかは余り聞こうとは思わないんですけども、不安要素としてこれだけの方が検査をされた。これはある一定の方だと思いますので、まだ潜在化、表層化していない方々が多数おられるんじゃないかなというふうに危惧します。

そういったところで、ほかの部署と協力しながらやってもおられるでしょうけれども、やはりもう一度性に対する考え方とか、そういうことを、指導を強化された方がいいのではないかと。

実は吉田課長もかなり困っておられますけれども、やはり匿名であるということ、匿名性を主張したいというようなことを考えると、今後そういうことは非常にふえるだろうなと思いますし、このあたりももう一度課内とか、これは教育委員会もかかわってくるんだろうなと思いますけれども、性に対する考え方、命の尊厳のあり方をもう一度全体で考える必要があるだろうなというふうに思いますので、この点も要望しておきます。

○早川英明委員長 要望ですね。

○山口ゆたか委員 はい。

○早川英明委員長 ほかにございませんか。

○氷室雄一郎委員 10ページなんですけれども、僕はずっと不思議に思っていたところ、この引揚者住宅というのは社会福祉課になるとんですが、この1団地98戸、これは入っておられるんですか、それと店舗1団地というのはどういう意味なんですかね。

○坂田社会福祉課長 大江の方に県営の山の上団地というのがございます。学園大近くに

なりますけれども、ここに昭和36年から38年に引揚者住宅というのをつくってありまして、現在戸数が198戸ございます。築後45年というようなことで非常に老朽化しておりますし、私も住宅の方は所管しておりますけれども、今県営住宅の中で一番古いというふうなことで、土木部の住宅課の方が県営住宅を所管しておりますけれども、建てかえというふうなことで今進めているところでございます。

今現在では、85戸、それから123名の方が入っておられるというような状況でございます。

○氷室雄一郎委員 店舗というのは何ですか。

○坂田社会福祉課長 店舗は、産業道路の道路側に13戸といいますか、当初、なかなか買い物とかできないというふうな、周辺に商店街なかったものですから、ここに入っている方向け用に県の費用で店舗を増設してつくっている、それが13戸というふうなことで、実質営業しているのは今3戸ほどでございます。

○氷室雄一郎委員 あとはもう閉まっている……。

○坂田社会福祉課長 倉庫というような状態で今使われているということです。

○氷室雄一郎委員 その単価というのは、3,000円支払ってそこに入っておられるわけですね、そういうことですか。

○坂田社会福祉課長 家賃が、住居の方が3,000円、それから、所得に応じまして、4,500円、それから5,400円の3種類でございます。それから、店舗の方は4,120円、月額です。そういった家賃でございます、これ。

○氷室雄一郎委員 これは建てかえとかそういうことはもうないんですかね。どうなんでしょうか。

○坂田社会福祉課長 今申しあげましたけれども、県営住宅の中で一番古いというふうなことで、今住宅課の方で建てかえというふうな方向で進めているところでございます、現在地での建てかえと。残っておる方が85戸でございますので、こういった方が入居できるような形で今建てかえを検討しているというところでございます。

○氷室雄一郎委員 建てかえというのは、もうほとんど80歳以上の方だと思んですが、そういう方がお亡くなりになってからのことを何か考えておられるんですか。

○坂田社会福祉課長 住宅課の方で、昨年度基本設計をとりまして、今年度実施設計、もう現在そういう形で、残っている方々が入っていただくような形で、今、改築という、新たにつくるということで今進めております。

○氷室雄一郎委員 この社会福祉課がいつまでここの管理といいますか、縦割りだからわかりにくいんですが、住宅課ではないと。社会福祉課でどこまで……。

○坂田社会福祉課長 現在私どもの方で所管しておりまして、実質の管理は指定管理者で住宅供給公社の方をお願いしておりまして、建てかえ後は、これは県営住宅になりますので、住宅課の方に移管する予定でございます。

○氷室雄一郎委員 かなり広い敷地なんですけど、その敷地の中での建てかえというお考えなんですけど、ちょっとわかった範囲で。

○坂田社会福祉課長 今やっと基本設計ができて、これから入居者の方々に説明するというふうな予定でおりますけれども、一応道路側じゃなくて奥の方に、高層化してといいますか、この85戸を確保したいと。今の予定ですと余剰地が半分ぐらいできるのかなというふうに思っておりますけれども、その辺の余剰地の活用につきましては、売却とか、あるいはいろんな福祉施設を持ってきたらどうだろうか、あるいは周辺が文教地区でございますので、そういった余剰地についての活用については、今部内で検討を進めているという状況でございます。

○氷室雄一郎委員 おふろもなく、もう地震があったら一番早く危険性がございまして、早目の対応を要望しておきたいと思えます。

○早川英明委員長 私の方からも1ついいですか、今の件。

ちょっと今話の、先生と課長のやりとりを聞いておりますと、私もこの件についてはもう以前から知っておりましたけれども、戦後60年たって、今85戸をまた改築をせなんでしょうかね、そういう入っておられる皆さん方は、どういう皆さん方が入っておられるわけですか。

○坂田社会福祉課長 これは、戦後外地から引き揚げてこられた方々、それから戦災に遭われた方々、それから沖縄から疎開されてきた方々ですね。先ほど委員おっしゃられたけれども、平均年齢が70歳でございます。非常にこの地域というのは、そういった戦後から入ってこられたというようなことで、住民の連帯意識が非常に強いというふうなことになっておりまして、なかなかほかの住宅、一般住宅に移転とか、あるいは県営住宅に入

っていただいたらどうだろうかというふうな、いろいろ検討いたしましたけれども、なかなかそういったお年寄りであるんで、やはり現在地での改築を望んでおられるというふうなことで、そういった形で現在地の改築を今進めているという状況でございます。

そういった方々の退去したいといえますかね、そういった場合でも、あとは、ちょっと住宅法あたりが変わりまして一般の方々も入れるようにというところで、今住宅課の方で考えているというふうな状況でございます。

○早川英明委員長 それはもうそのような形にしてもらった方が一番いいですけども、私が今疑問に思うのは、そういう方々には子供さんあたりはいらっしゃらないのですかね、みんなお年寄りといっても、今入っておられる方を面倒見るとか、そういう皆さん方、そういう方々も一人もいらっしゃらないという、そういう条件はどういう条件になっておるのか、どうしてもここに入らなきゃいかぬのか。私が聞きたいのは、今この財政難で、それぞれ今県有財産あたりの売却方も検討されておる中で、もう戦後60何年もたったときに、本当にその皆さん方がここに建てかえて入らにやどうしてもでけぬのか、そこらあたりの検討はされておるのかを多分氷室委員もおっしゃったのではなかろうかな、私もそのように思いますから。そこあたりもずっと、それぞれ85軒入っておられる方の一戸一戸を全部確認をされとりますか。

○坂田社会福祉課長 数年前、そういった形で意向調査をやっておりまして、やはりここに住みたいという方が多かったというふうなことです。

おっしゃるように引揚者住宅としての役割はもう終わっております。委員長おっしゃるように、もう今さらというふうなお話もございましたけれども、財政負担の問題も、改良

住宅で建てますと補助金が3分の2ぐらい出ます。残りは起債を充当しまして、補助対象以外の分は単県で負担しなきゃいかぬですけども、その当面のイニシャルコストは意外と少ないというんですかね。起債についても、それは家賃から充当できるというふうなことで、財政負担は極めて少ないのではなかろうかというふうなことでございます。

○倉重剛委員 これは随分前から建てかえ、移転、それから入居者に対する理解というのも随分努力してこられたと思うんですよ。私はもう終わったものと思ったらまだ終わっていないわけ、びっくりした。あおば住宅と言うんです、昔ね。僕は、地元だから一番よく知っているわけだ。

ただ、おっしゃるように、非常に地域的な形の中でコミュニティーが非常にしっかりしてまして、仲間意識が強いわけです。

それから、今ちょっとどなたかおっしゃっていただけれども、これは、60年たっていて、その中でもう世代的に交代されている方もいらっしゃるでしょう。

○坂田社会福祉課長 改築というふうなこと、建てかえというふうなことでしたので、平成元年からは、入居者も、新たな入居はしておりません。

○倉重剛委員 親子関係の中で。

○坂田社会福祉課長 親子関係で特別の事情のある方は、そういった形で入ってきておりますけれども、どちらかといいますと、ほとんどもう単身者の方が多いでございます。

○倉重剛委員 それで、せっかくだから申し上げておくけれども、もう当然以前に解決したのかと思っていいたら今でも解決していないと。早期に住宅課あたりと相談をしながら一

一景観上も風紀的にも、それから環境的にも、おっしゃるように文教地域なんですね、ここはね。非常に大事なところ、場所的にはもうナンバーワンです、あそこは非常に。だから、ぜひ全力挙げてやってください。

それから、私も個人的にはいろいろお世話したことがあるんだけど、もう一回そこら辺の再調査をやって、そしてニーズを把握してスムーズな形で理解いただくように。そこら辺のネックは今のところまだあるの。例えば、建てかえ嫌だとか、移転するの嫌だとか、そこら辺、どうですか。

○坂田社会福祉課長 特にそういう皆さん望んでおられるといいますか、ただ、若干家賃が、健軍住宅は引揚者住宅ということで建てかえておりますけれども、2万7,000円ぐらい家賃設定しております。その辺がちょっとネックになるのかなというふうに思っておりますけれども。そこはまた減免制度とかいろいろありますので、そういうものを活用しながら入っていただくということになるかと思えます。

○倉重剛委員 それから店舗の問題、店舗やっている人いる、あそこに。僕はしょっちゅう通るけれども、店舗ないぞ。営業しているところないよ。

○坂田社会福祉課長 昨年度の税の申告等を見ますと3件ほどぐらいがやっている。営業所には、ごくわずかですけれども、何らかの形でやっているというふうな状況でございます。

○倉重剛委員 ぜひ頑張ってください。

○坂田社会福祉課長 わかりました。

○佐藤雅司委員 そのことで関連でございま

す。

やはり戦後62年を過ぎた今、この名前そのものも、恐らく根拠があって、その辺の根拠何かあるかもしれませんが、引揚者住宅という、ちょっと厳然として残っているという、その辺からやっぱり考え方を変えていかないと。だけん、何らかの条件といいますかね、10年間であるとか、あるいは何年間過ぎたならば、これはもう終わりなんですよという話をしていかないと、いつまでたっても、それはもう次々に入って引揚者住宅かという話になると。それは、そういった考え方の地域とか何とか結構郡部にもあるんですよ。でも、やっぱりそういうところはできるだけ払拭をしながら、新しい時代、新しい世紀に向かっていこうという話ですから、その辺は行政側がある程度目標を立ててやらわんと、これはいつまでたっても同じような話ばして、もうおれの時代には何とかつないでいって、また次の人が課長になったらまた続いていくというふうなですね、要するに、ある意味継続性は必要だけれども、こんな変な継続性はできるだけやっぱりやめてもらいたいと思いますね。

何らか目標を決めて、そして条件をつけて、ぜひ、委員長、そこには条件をつけて、目標立てて改善をしてもらいたい。

○早川英明委員長 今の委員の皆さん方のそれぞれの意見を総合して、この問題についてはしっかり検討してください。部長、よろしくお願いしておきます。

○森枝健康福祉部長 はい。

○早川英明委員長 ほかにございせんか。

○早田順一委員 話変わりますけれども、69ページの薬務衛生課の方ですね、薬物乱用の件なんです、シンナー、覚せい剤等乱用防

止対策ということで、県下で413人の薬物乱用防止指導員という方がいらっしゃるよう書いてありますけれども、私が、ちょっとまだ勉強不足なのかどうかわかりませんが、そういう方がちょっと聞かないものから、どういったところで活動されているのでしょうか。

○木下薬務衛生課長 乱用防止推進員そのものに関しましては、それぞれ薬剤師会であり、薬種商協会であり、民生委員であり、保護司の方等、それぞれ主要な活動を持っておられます。そういった中で、自分の動く中で、薬物乱用に陥らない――過去経験を持った者、そういった者に対する再犯でありますとかをいかに防止、一番問題になっておりますのは再犯でございます、そのあたりの防止をいかにやっていくかということで、みずからのそういった主要な動きの中でやっていただくことが1つあります。

それともう一つは、今度10月8日にも事業をやりましても、県下の全中学校で7時半から1時間ほど生徒向けにPR、いわゆる薬物乱用防止に向けた早朝のキャンペーンをやりませんが、そういったところに防止推進員の地域の方が全員大体おいでいただいております。その活動がございます。

それと、6月には、夏の薬物乱用防止キャンペーンということで、各保健所単位で店舗の大きなところに出向きまして、そういった防止推進員の方と、それと地域の方と連携して防止を呼びかけているということで、そういった県行政がする事業の中に入っていくものと、みずからの活動でやっていかれる部分、そういったことで、いろんな機会を通じて動いていただいていると、そういう状況でございます。

○早田順一委員 ここに地域に密着した活動を実施したとちょっと書いてあったものです

から、それで、ちょっと余り動きが見えなかったものですからお尋ねしたんですが、こういうやっぱり県内を見たときに、街内と郡部との割合というのはどんな感じでしょうか。

○木下薬務衛生課長 街内と田舎という分の区分けはちょっと持ちませんが、警察本部等との話の中では、やはり取り締まりの主体はやはり都市部ということになりますので、検挙そのものは都市部の方が多いと。ただ、潜在化という意味では、田舎はないということは全く考えておりませんので、行政の方も、そういうところを手広く各保健所単位で地域も全部啓発をやっているというところでございます。

○早田順一委員 わかりました。

○早川英明委員長 ほかにございませんか。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○早川英明委員長 なければ、以上で健康福祉部の審査を終わります。

今回は、第4回となりますけれども、来週の火曜日、7日でございますけれども、10時から開会をし、環境生活部の審査を行います。午後は、土木を行います。どうぞひとつお願い申し上げます。

これをもちまして終わります。

午後2時40分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長